

# **安八町国土強靱化地域計画**

**令和 4 年 3 月**

**安八町**



# 目次

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第1章 強靱化の基本的考え方	3
1. 強靱化の基本目標	3
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第2章 本町の地域特性	4
1. 位置と地形・地勢	4
2. 人口動向	4
3. 土地利用と産業特性	5
4. 住環境整備	6
5. 公共施設の老朽化	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	9
1. 風水害	9
2. 地震	13
第4章 脆弱性評価	19
1. 脆弱性評価の考え方	19
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	19
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	22
第5章 強靱化の推進方針	23
1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	23
2. 施策分野ごとの推進方針	38
第6章 計画の推進	50
1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針施策の重点化	50
2. 計画の進捗管理と見直し	50
[別紙] 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	55



# はじめに

## 1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

また、岐阜県においても平成 27 年 3 月に「岐阜県強靱化計画」が策定され、以後、各分野での取組が推進されている。さらに、令和 2 年 3 月には、「第 2 期岐阜県強靱化計画」が策定された。

本町においても、いかなる自然災害が発生しても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるため、本町の強靱化に関する指針となる「安八町国土強靱化地域計画（以下、本計画という。）」を策定し、取組を推進するものとする。

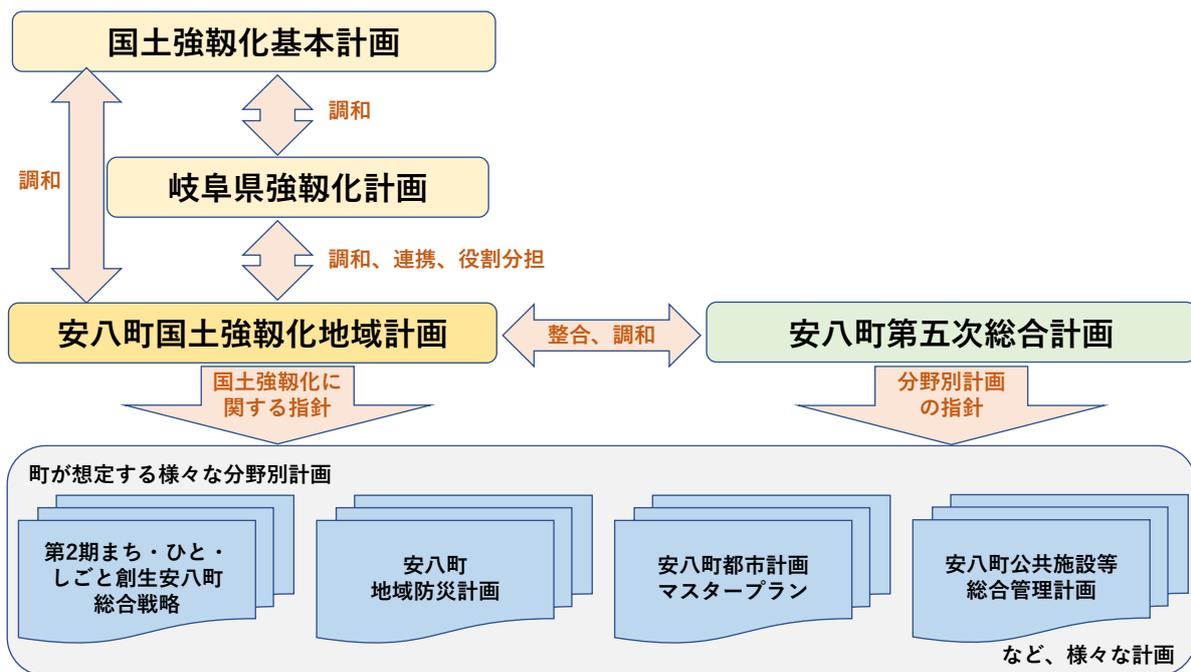
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、「国土強靱化基本計画」や「岐阜県強靱化計画」との調和・連携を図る。

また同時に、地域の強靱化に関して、本町における様々な分野の計画の指針となり、安八町第五次総合計画とともに、他の計画の上位に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を持っている。

そのため、地域の強靱化に係る部分に関しては、本計画が指針等となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ、地域の強靱化を確実に図っていくものとする。

加えて、より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、アクションプランとして取りまとめ、必要に応じて見直し・修正を行っていくものとする。



### 3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とする。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスクやそれへの対策等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直し・修正を行うものとする。

なお、アクションプランについては定期的に進捗管理(PDCA)を行い、見直しを図るものとする。

地域防災計画、業務継続計画等の国土強靱化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間等に必要を検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

## 第1章 強靱化の基本的考え方

---

### 1. 強靱化の基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱化」を推進する。

#### ■強靱化の基本目標

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人命の保護が最大限図られること</li><li>② 町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること</li><li>③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li><li>④ 迅速な復旧復興</li></ul> |
|---|

### 2. 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画は、国土強靱化基本計画、岐阜県強靱化計画に掲げる基本的な方針を踏襲しつつ、特に以下の事項に留意するものとし、本町の強靱化を推進する上での基本的な方針とする。

#### ■強靱化を推進する上での基本的な方針

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 本町の特性を踏まえた取組推進</li><li>② 効率的・効果的な取組促進</li><li>③ 防災教育・人材育成と官民連携の取組促進</li></ul> |
|---|

## 第2章 本町の地域特性

---

### 1. 位置と地形・地勢

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川と長良川に挟まれた南北約9km、東西約3kmの細長い町で、総面積は18.16km<sup>2</sup>である。

県庁所在地の岐阜市と大垣市の県内二大市部に隣接しているほか、中部経済圏の中心である名古屋市へは直線距離で約40kmの位置にあり、JR東海道新幹線、名神高速道路などにより周辺地域と結ばれている。平成30(2018)年には、安八スマートICが供用開始し、交通の利便性が向上している。

本町の地勢は海拔4~6m内外の平地であり、木曾三川からの流出土によって形成された沖積層からなっており、県下でも有数の肥沃な農耕地を形成しているが、その地盤は軟弱で、古来よりたびたびの水害に悩まされてきた。

そのため、水害は本町において最も発生可能性の高い自然災害の一つとなっている。

### 2. 人口動向

令和2(2020)年の国勢調査結果によれば、本町の人口は14,355人、世帯数(総世帯)は5,013世帯である。平成22(2010)年度まで人口および世帯数は増加傾向にあったものの、前回の国勢調査(平成27(2015)年)時点では減少傾向に転じており、現在もその傾向は継続している。

一方、高齢者人口の増加も著しいものがあり、全人口に占める割合は昭和55(1980)年には全体の8.9%であったものが、令和2(2020)年には28.7%まで上昇している。

令和22(2040)年の将来人口は、「安八町人口ビジョン」では14,329人としており、国立社会保障・人口問題研究所によれば12,760人になると推計されている。

いずれにせよ、こうした人口の減少傾向は日常から住民同士のつながりが希薄なものとなり、災害時に組織化された行動がとりにくく、行動が不自由な要配慮者が増加していることを示している。また、災害発生時の共助による被害の軽減効果が期待しにくく、早期の復旧・復興が難しくなる懸念があることから、ソフト面での対策も含めた総合的な防災対策、強靱化の推進に取り組む必要がある。

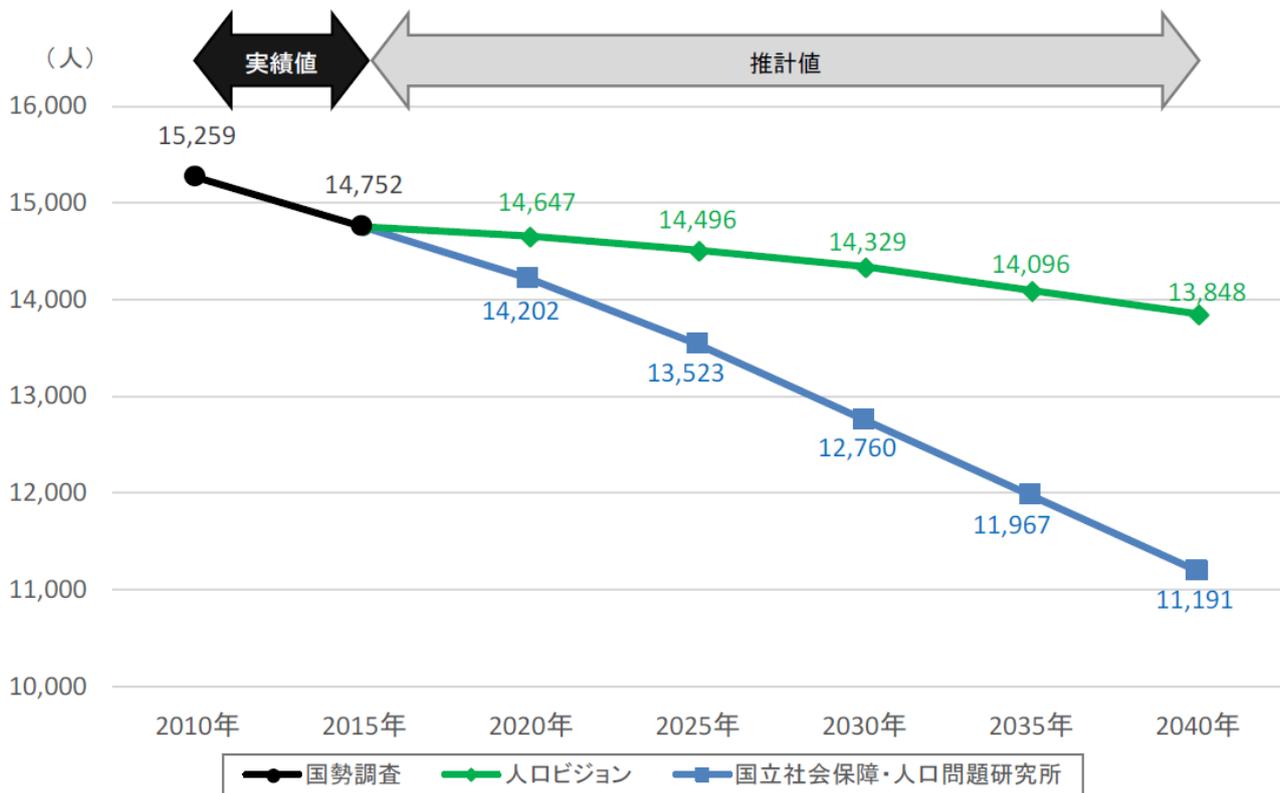


図 安八町における人口の推移

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、安八町人口ビジョン（令和2年改定版）)

### 3. 土地利用と産業特性

土地利用の動向をみると、近年は宅地等が増加しており、また名神高速道路、東海道新幹線に関連する道路整備が進んだ関係から、企業の誘致が進められ、宅地用地や企業用地が拡大している。

本町においては、都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の線引きが昭和46（1971）年に、また用途地域が昭和48（1973）年に定められているが、今後は防災上の視点からの計画の見直しも検討する必要がある。

また、町全域（1,816ha）を都市計画区域と定めており、市街化区域が335ha（都市計画区域の内18.4%）、市街化調整区域が1,481ha（都市計画区域のうち81.6%）となっている。

市街化区域内の土地利用状況は、市街化区域の約58%が住宅、商業、工業等での利用がされており、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化区域内の未利用地の有効活用を図りながら、良好な環境を有する市街地の形成を計画的に行っている。

市街化調整区域については、市街化を抑制すべき区域として、無秩序な市街化の拡散を防止するとともに、バランスの取れた土地利用に寄与している。

産業の面では、岐阜市や名古屋市に近い恵まれた立地条件により、情報機器・半導体、化学製品、精密電子部品、乳製品等を生産する企業等を誘致したことによって、田園工業都市へと変貌をとげた。一方、従来からの織物や捻糸、縫製等の地場産業も継続的に行われている。今後は、こうした企業との災害時の

協定を結ぶなど、官民連携の実現に向けた検討も必要である。

就業人口については、増減を繰り返しているものの長期的に減少傾向にあり、平成 22 年（2010 年）時点で 7,598 人となっている。

産業別の割合をみると、第 3 次産業の割合が最も高く平成 22 年時点で 55.9%、次いで第 2 次産業が 40.6%の順となっている。また、産業別の割合の推移をみると、第 1 次産業、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向にある。

#### 4. 住環境整備

本町が持続可能なまちづくりに向けて人の流れをつくり、域外から人を呼び込むためには、雇用の創出と併せて居住先として選ばれる環境を整備する必要がある。

そのため、「安八町都市計画マスタープラン」では、本町における住居ゾーンとして、東結・北今ヶ淵・南今ヶ淵・城・牧地区周辺の市街地を位置付け、利便性の高い生活空間の形成を図るとしている。

また、(都)大垣一宮線沿道や安八温泉周辺を商業ゾーンと位置付け、(都)大垣一宮線沿道では、日常の買い物に対応した商業機能の充実した空間の形成、安八温泉周辺では、温泉集客向上に資する空間の形成を図ることとし、町民生活の利便性や快適性の向上に貢献する。

さらに工業ゾーンとして、安八スマート IC 周辺や大森地区の(都)墨俣輪之内線沿道を位置付け、地域の活力の維持・向上と、雇用の場の確保につながる空間の形成を図るとしている。

しかし一方で、商業機能の郊外化や空き家の増加、住宅の老朽化等が進んでおり、ハード・ソフトの両面において、安心・便利・快適に居住できる住環境の整備を一層進めることが求められる。

【将来都市構想図】

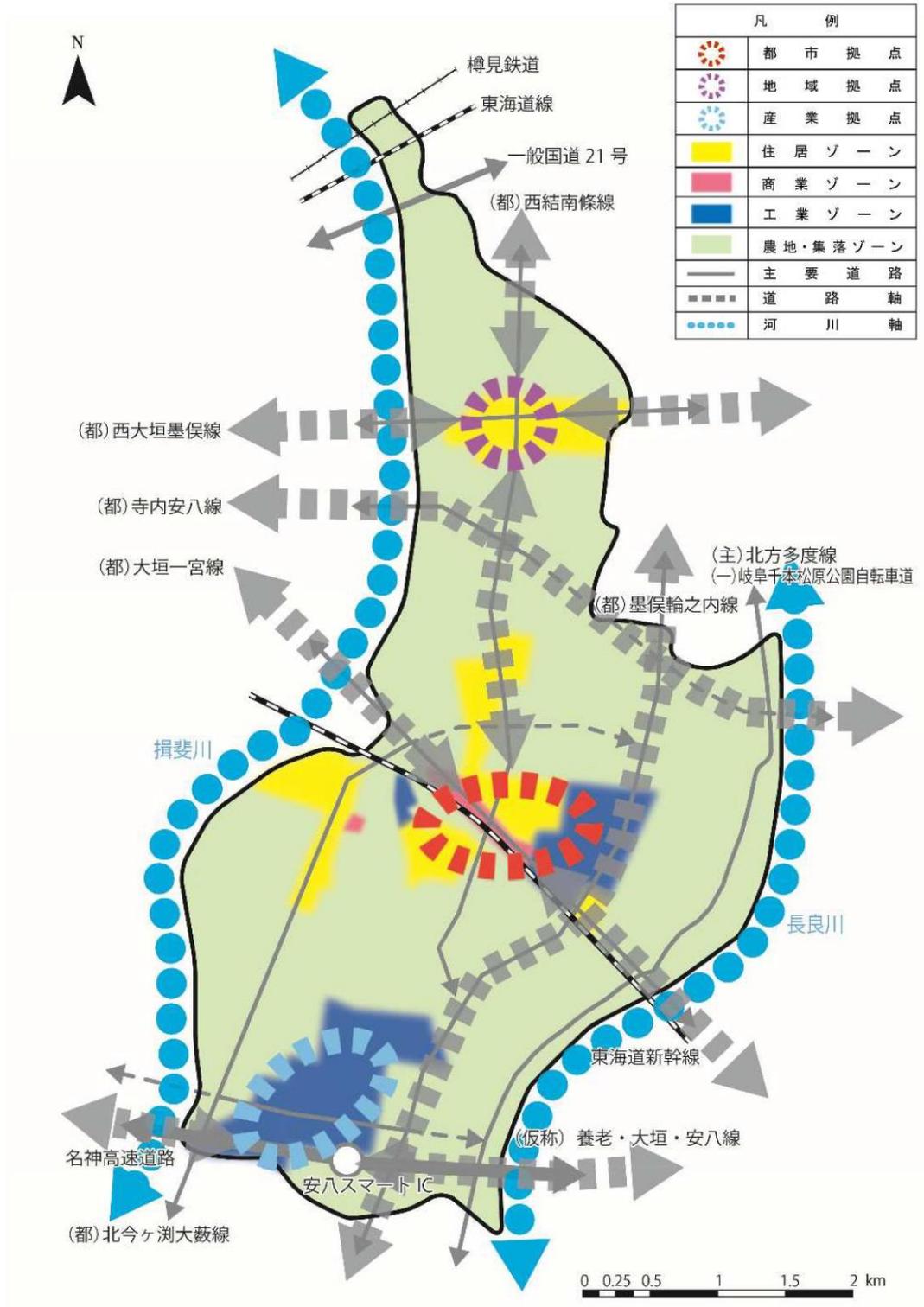


図 本町の将来都市構想図  
(出典：安八町都市計画マスタープラン)

## 5. 公共施設の老朽化

現在、本町が保有する公共施設の多くは、人口増加に伴う公共サービスの需要増加に対応するため、高度経済成長期後半から2000年代前半にかけて整備されてきたものである。

その結果、施設の老朽化に伴う大量の施設更新が今後の課題となっている。道路等のインフラ系施設を含めるとさらに膨大であり、今後は施設の建て替えや改修に必要な費用の増大が懸念される。

これらの施設は、町民の生活に欠かせないものであり、今後も安全・安心な生活を提供していくために適切に管理が行われていく必要がある。

また、学校施設等の公共施設については、災害時に避難所として機能し、地域の防災拠点としても非常に重要な役割を担っているため、施設の耐震化など防災拠点としての強化を図っていく必要がある。

そうした意味で、公共施設の状態やニーズに合わせた適切な管理は、地域の強靱化を図る上でも重要な施策である。

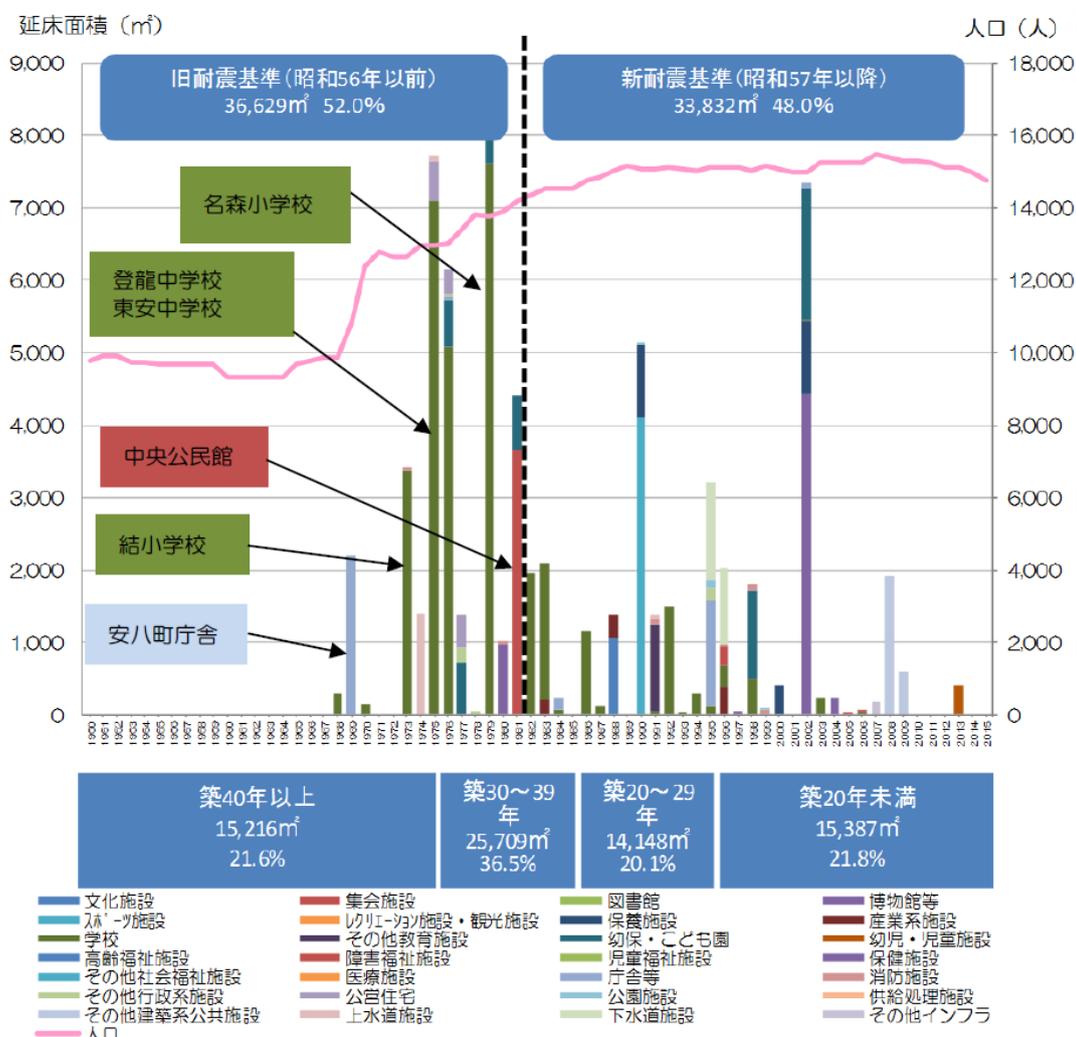


図 公共施設の建築年別整備量 (延床面積)

(出典：安八町公共施設マネジメント白書 (平成28年度版))

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本町において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる地震を対象とする。

#### 1. 風水害

本町においては、東に長良川、西に揖斐川の国直轄河川と、南北に準用河川の中須川、普通河川の大江山等が縦断し、周囲を総延長 21 km に及ぶ堤防が取り巻いている平坦な低湿地が多いため、永い歴史の中で幾度も大きな水害を受けている（下表参照）。

昭和 51（1976）年には、長良川が長雨による増水のため本堤が決壊し、町内のほぼ全域が浸水した大災害（9.12 水害）が発生している。

以降は大規模な水害は発生していないものの、洪水浸水想定区域図に示されているように、ひとたび大規模な水害を被れば、町域の大部分に床上浸水以上の被害が及ぶものと想定されている。そのため、「災害は繰り返し起こる」ことを念頭に強靱化を推進する必要がある。

表 安八町における水害の履歴  
（出典：安八町地域防災計画資料編）

和 暦	西 暦	内 容
享禄 3年	(1530年)	6月3日、大洪水で沢渡以南にて揖斐川ができ、馬ノ瀬西に川ができる。
永禄 4年	(1561年)	4月、長良川が出水。大森村地内堤 50 間が切れ、入水。
文禄 4年	(1595年)	8月10日、牧村が洪水。
寛永 2年	(1625年)	8月、木曾川が大水。長良川が漲濫し、善光村で 100 間余が破堤。
	(1626年)	5月16日、善光村堤が 70 間破堤。
正保 2年	(1645年)	9月20日、洪水。各輪中破堤箇所あり。
天和 3年	(1683年)	7月23日、森部村堤が 70 間、南今ヶ淵村が 70 間破堤。
元禄 1年	(1688年)	8月19日、大洪水で牧村の東に川ができる。
	(1691年)	4月、大森村堤が 50 間切れ、入水。
	(1700年)	5月13日洪水、馬ノ瀬堤に被害。
正徳 2年	(1712年)	7月、出水。山ノ神、表、一色の堤が破損。
元文 1年	(1736年)	5月、7月洪水。南今ヶ淵にて堤が切れ、入水。
宝暦 3年	(1753年)	8月18日、出水。宝暦治水工事が着手。
	(1754年)	3月8日、宝暦治水工事が牧輪中にて着手。
明和 2年	(1765年)	7月出水。8月洪水。南今ヶ淵堤切れ、大森堤切れ、5反2歩池となる。
	(1767年)	南今ヶ淵、大森出水にて堤が破損。
安永 1年	(1772年)	出水。北今ヶ淵が洪水。
	(1776年)	牧の伏越樋を伏替(費用、銀 368 匁余)
天明 1年	(1781年)	6月、中村輪中堤切れ。森部輪中入水。
	(1782年)	8月3日、大森村で 66 間、破堤。
	(1786年)	5月晦、南条村で 30 間破堤。7月24日、西結村で破堤。
	(1788年)	4月、出水。大森地内自普請。南条村 30 間堤切入る。

和 暦	西 暦	内 容
寛政 1年	(1789年)	6月1日、南条村で50間が破堤。牧輪中の堤を普請。 牧の伏越樋を伏替(費用、銀5貫403匁)
2年	(1790年)	8月、大明神輪中で堤が20間切入る。
6年	(1794年)	4月、5月洪水。中村堤切れ、森部薬師前堤切れ、大森堤切れ。
10年	(1798年)	6月、中村、森部両輪中が悪水落につき協定。牧村の堤普請。
12年	(1800年)	大明神輪中で12間が破堤。
文化 1年	(1804年)	洪水。中村、中須、森部、牧の各輪中が堤を普請。
2年	(1805年)	6月28日、氷取で破堤。大明神でも破堤。
11年	(1814年)	6月、出水。北今ヶ淵が入水。
12年	(1815年)	6月、8月に洪水。各輪中が入水。氷取村で堤防決壊。
文政 3年	(1820年)	6月、洪水、森部輪中が入水。中須堤の普請を歎願。
8年	(1825年)	8月、出水。9月、洪水で南今ヶ淵の堤切入る。
10年	(1827年)	出水。中村が掛け廻し土手を築造。
天保 7年	(1836年)	5月、中村の新堤切入る。
8年	(1837年)	8月、洪水。中村の新堤18間切入る。
9年	(1838年)	4月、洪水。中村にて2箇所切入る。
10年	(1839年)	4月28日、中村川沿いの中村堤が40間破堤。
13年	(1842年)	7月22日、洪水により西結村の堤が破損。
嘉永 3年	(1850年)	8月8日、南条村杵吹抜け堤が32間切入る。大明神輪中堤が15間、 西結村、大野村が64間切れる。
安政 3年	(1856年)	7月1日、南条村で30間破堤。
万延 1年	(1860年)	5月11日、東結で100間、西結で25間、大明神輪中が船附等の各 所にて切れ、東結にては流家100戸あり。耕地数十丁歩を害す。
慶応 2年	(1866年)	森部輪中が悪水江延長認可される。8月8日、西結村で30間破堤。
明治 14年	(1881年)	9月12日、中村川堤塘破壊。北今ヶ淵にて2箇所、40間切れ入る。
17年	(1884年)	7月16日、中須川、中村川、非常の出水にて、欠堤。牧でも破堤。
29年	(1896年)	7月19日頃、洪水。9月6日頃、洪水。
昭和 51年	(1976年)	9月12日、長良川の堤防が大森地内で決壊。

# 揖斐川

## 洪水浸水 想定区域図

### 想定最大規模

概ね1,000年に1回程度の確率で発生する規模よりも更に大きな洪水

このマップは、揖斐川がはん濫した場合の浸水想定区域を重ね合わせたものです。48時間に降る雨の量が、667mmの場合について計算しています。この雨量を超える雨が降った場合には、浸水深がより深くなる可能性があります。

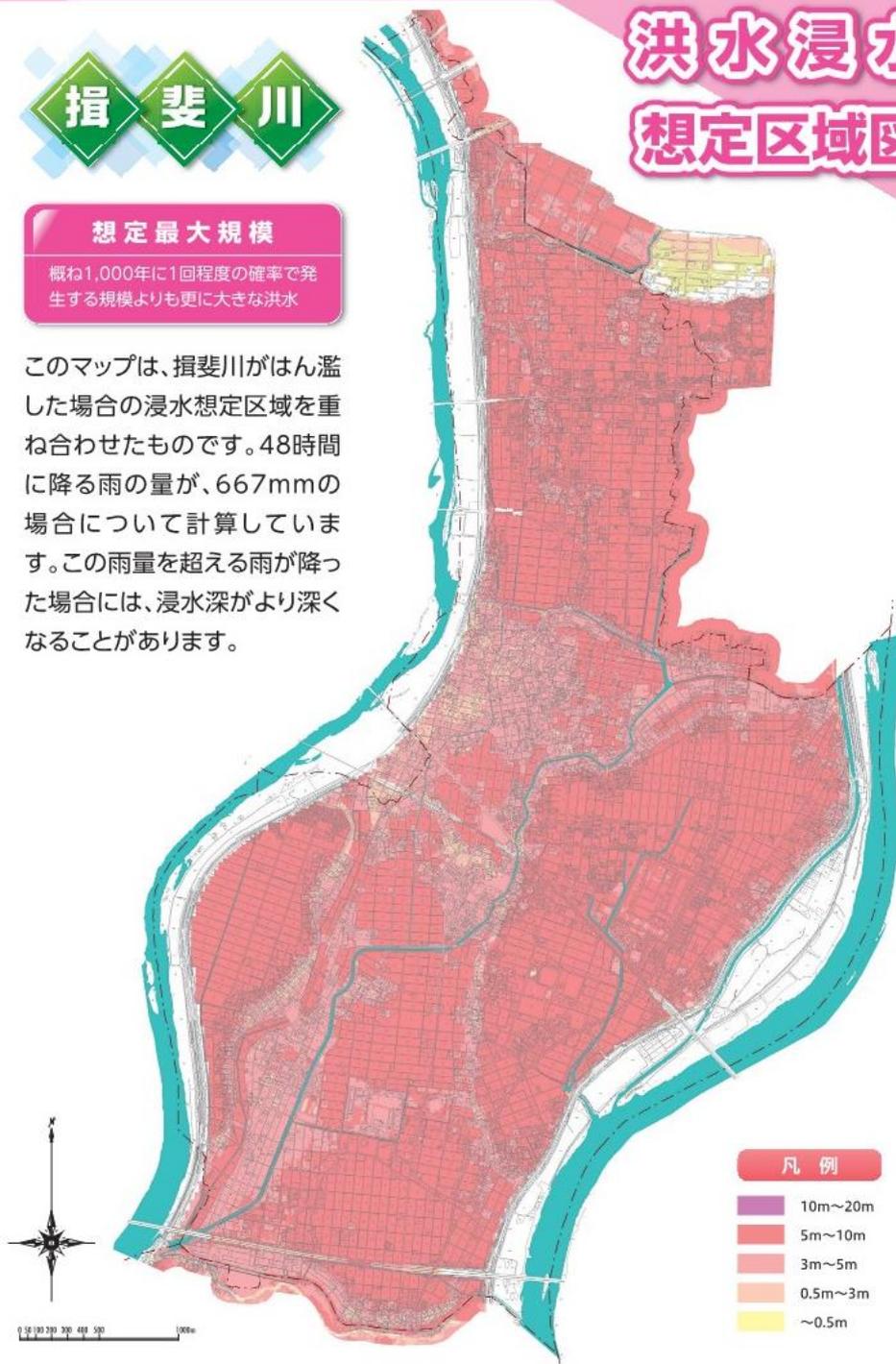


図 洪水浸水想定区域図（揖斐川・想定最大規模）

（出典：安八町洪水ハザードマップ）

# 長良川

# 洪水浸水 想定区域図

## 想定最大規模

概ね1,000年に1回程度の確率で発生する規模よりも更に大きな洪水

このマップは、長良川がはん濫した場合の浸水想定区域を重ね合わせたものです。12時間に降る雨の量が、421mmの場合について計算しています。この雨量を超える雨が降った場合には、浸水深がより深くなる可能性があります。

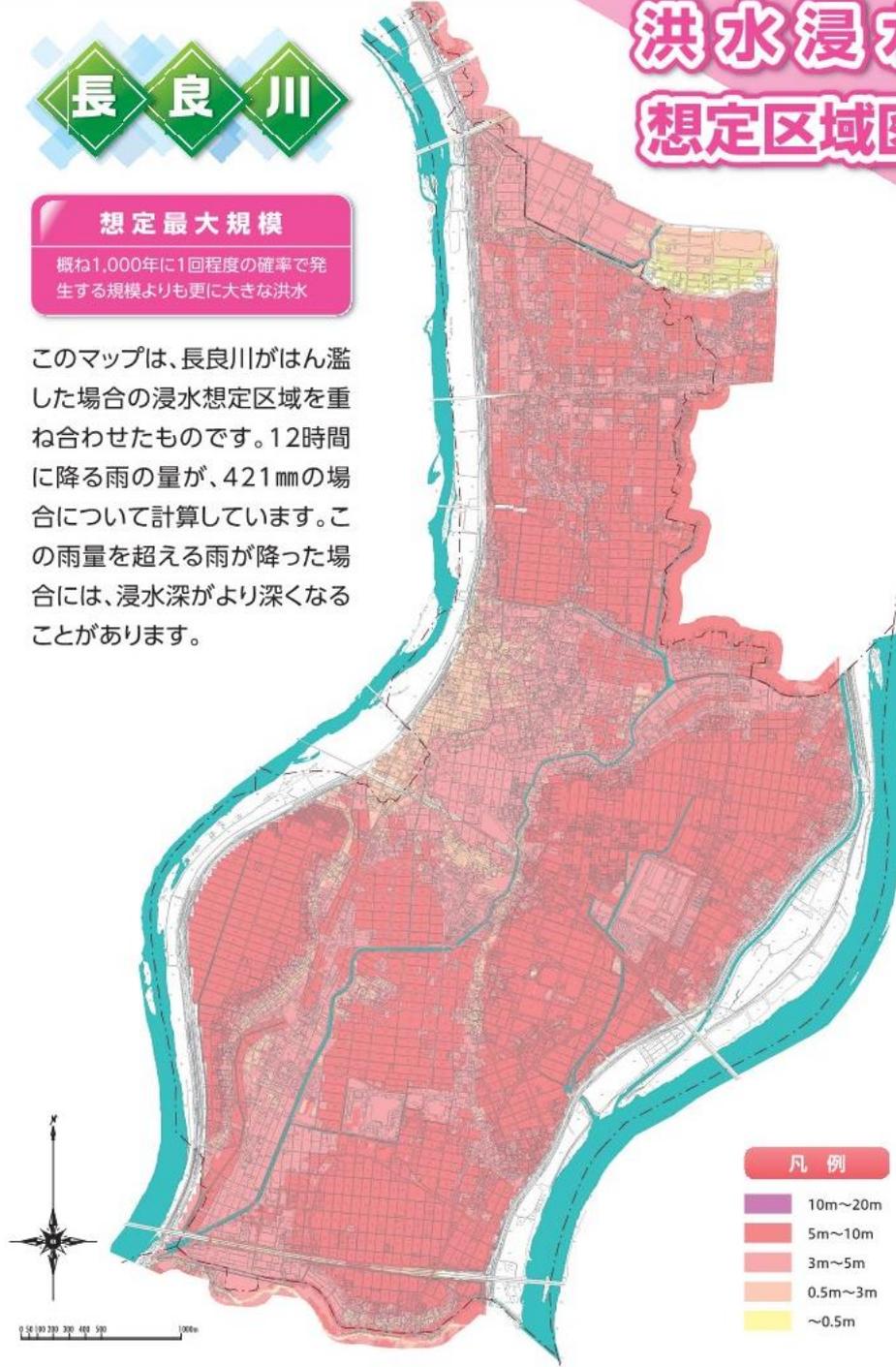


図 洪水浸水想定区域図（長良川・想定最大規模）

（出典：安八町洪水ハザードマップ）

## 2. 地震

本町においては、海溝型地震、内陸型地震の2種類の地震が想定されている。

### (ア) 海溝型地震

海域を震源域とする地震は海溝型地震と呼ばれ、本町においては、「南海トラフ」沿いの広い震源域が連動して発生する「南海トラフ地震」が懸念されている。

南海トラフを震源域とする地震は、これまで100年から150年の周期で繰り返し発生してきた歴史があるが、直近では昭和21(1946)年に発生した昭和南海地震がそれに該当し、既に70年以上が経過している。さらに東海地震の震源域まで含めると、直近の地震は1854年の安政東海地震となり、約170年が経過している。このことから、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まってきていると考えられる。

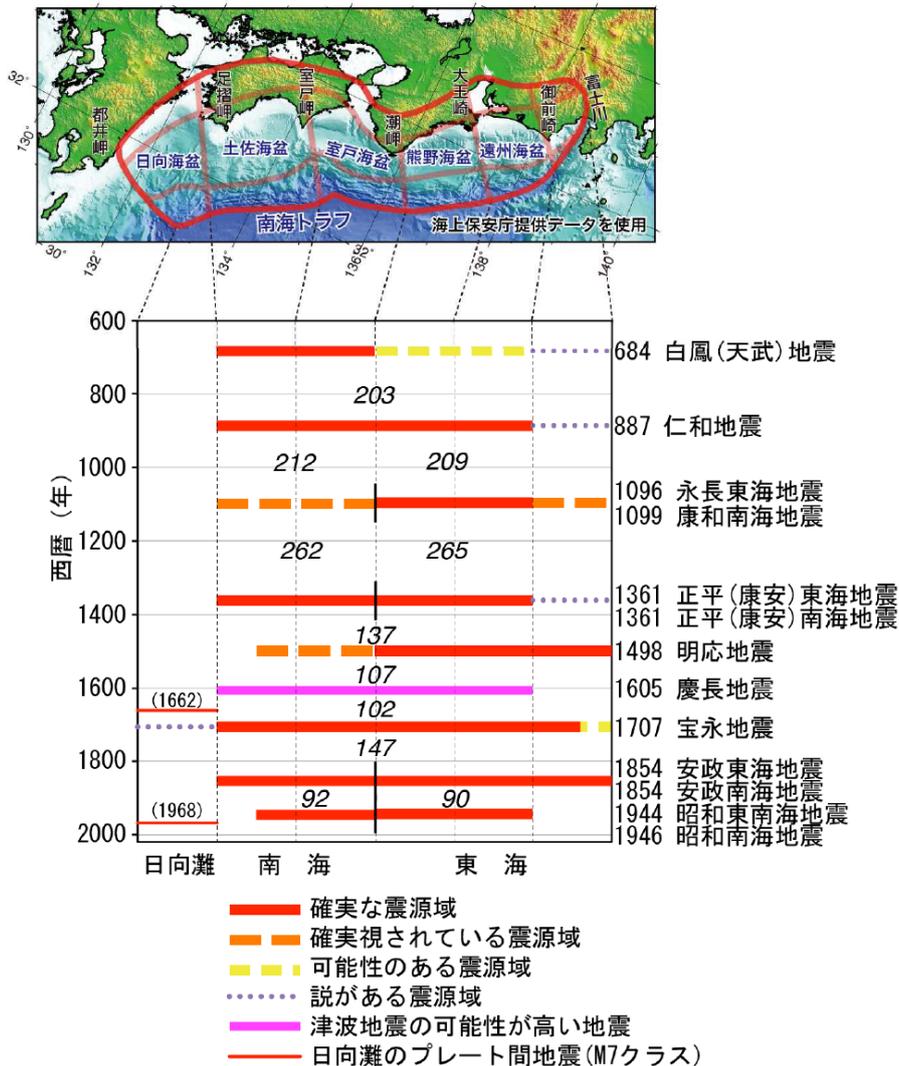


図 過去に発生した南海トラフ地震の震源域の時空間分布  
(出典：気象庁ホームページ)

南海トラフ地震が発生した場合は、紀伊半島沖を震源とした基本ケースで、岐阜県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、岐阜県南部を中心に震度6弱が予想される。本町の町域においても、全域において

震度 6 弱が想定されており、岐阜県が平成 23 年から 25 年に南海トラフ地震等による建物被害や人的被害等の被害量を算定した調査結果では、県内および本町において下記の被害が想定されている。

#### ■南海トラフ地震による被害想定

最大震度： 6 弱 [安八町]  
建物全壊棟数： 35,418 棟 [うち安八町 442 棟]  
死者数： 474 人 [うち安八町 5 人] (※冬朝 5 時発生の場合)  
液状化被害： 安八町域の 100%が PL 値 15 以上 (「液状化の危険性が極めて高い」に該当)

沿岸部等と比較すれば被害は少ないものの、周辺の都市や地域が広い範囲で被災することで、物資の供給や経済活動に必要な様々なサービスが停止し、日常生活や社会経済活動に混乱をきたす可能性は十分に考えられる。

#### (イ)内陸型地震

内陸型地震は、活断層のずれによって発生する地震である。阪神・淡路大震災に代表されるように、地震の規模自体は小さいが、震源が浅いため直下で発生すると大きな被害をもたらす可能性がある。

岐阜県下では、先に挙げた調査において下記①～④の 4 地震が想定され、さらに平成 29 年から 31 年にかけて行われた調査では下記⑤～⑩の 6 地震が追加で想定された。

- ① 養老－桑名－四日市断層帯地震
- ② 阿寺断層系地震
- ③ 跡津川断層地震
- ④ 高山・大原断層帯地震
- ⑤ 揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震
- ⑥ 長良川上流断層帯地震（北側震源）
- ⑦ 長良川上流断層帯地震（南側震源）
- ⑧ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
- ⑨ 阿寺断層系地震（北側震源）
- ⑩ 高山・大原断層帯地震（南側震源）

上記のうち、本町において最大震度が 6 弱以上となるものは、養老－桑名－四日市断層帯、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯を震源とする地震の影響が最も大きいと考えられ、その被害は下記の通り想定されている。

#### ■養老－桑名－四日市断層帯地震による被害想定

最大震度： 6 強 [安八町]  
建物全壊棟数： 68,389 棟 [うち安八町 1,020 棟]  
死者数： 3,075 人 [うち安八町 42 人] (※冬朝 5 時発生の場合)  
液状化被害： 安八町域の 100%が PL 値 15 以上 (※「液状化の危険性が極めて高い」に該当)

#### ■揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震による被害想定

最大震度： 6 弱 [安八町]

建物全壊棟数： 76,888 棟 [うち安八町 294 棟]

死者数： 3,658 人 [うち安八町 7 人] (※冬朝 5 時発生の場合)

液状化被害： 安八町域の 43%が PL 値 15 以上（「液状化の危険性が極めて高い」に該当）、  
57%が PL 値 5 以上 15 未満（「液状化の危険性が高い」に該当）

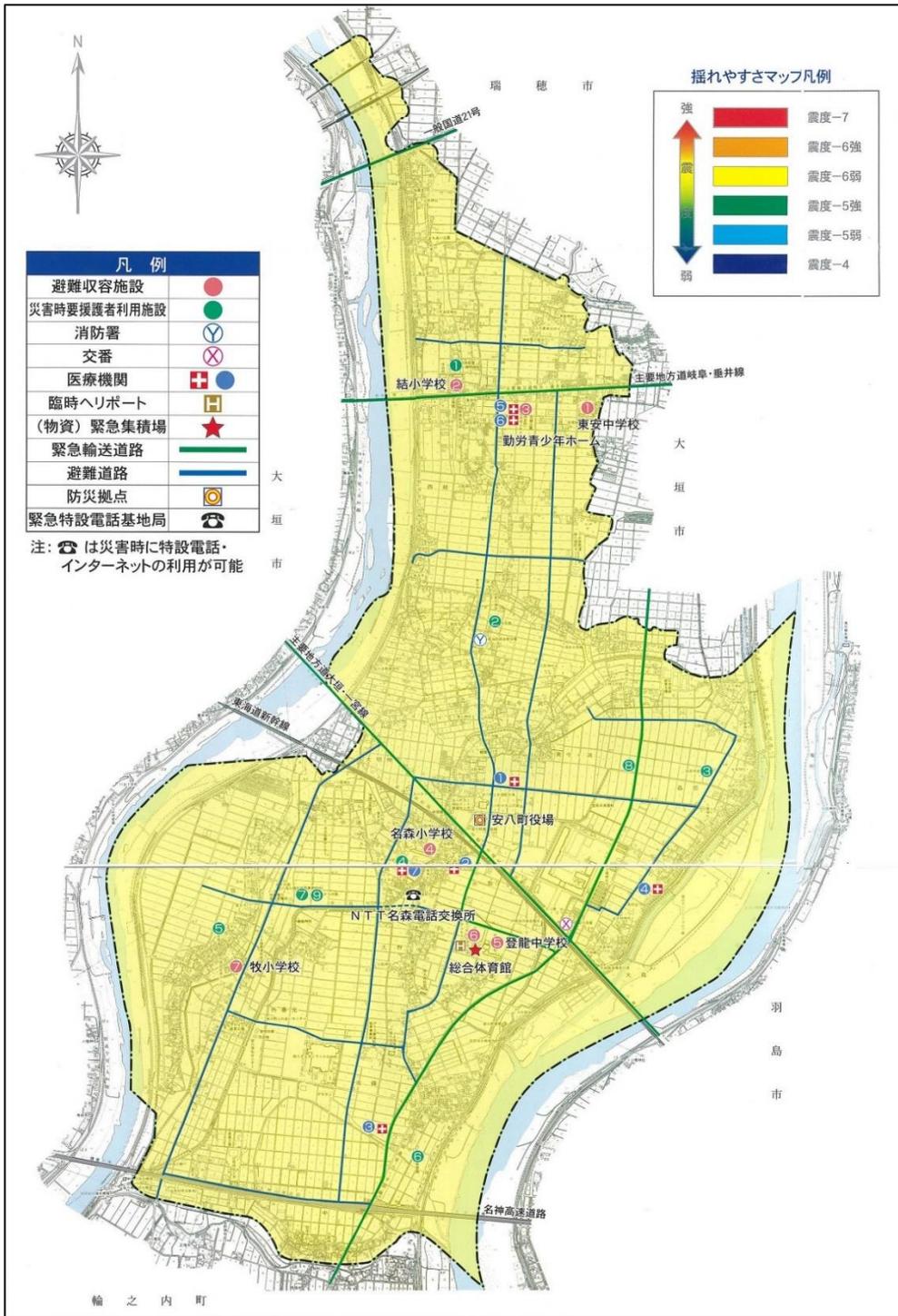


図 安八町における地震の最大震度分布  
(出典：安八町地震ハザードマップ)

液状化危険度分布図  
(南海トラフ巨大地震)

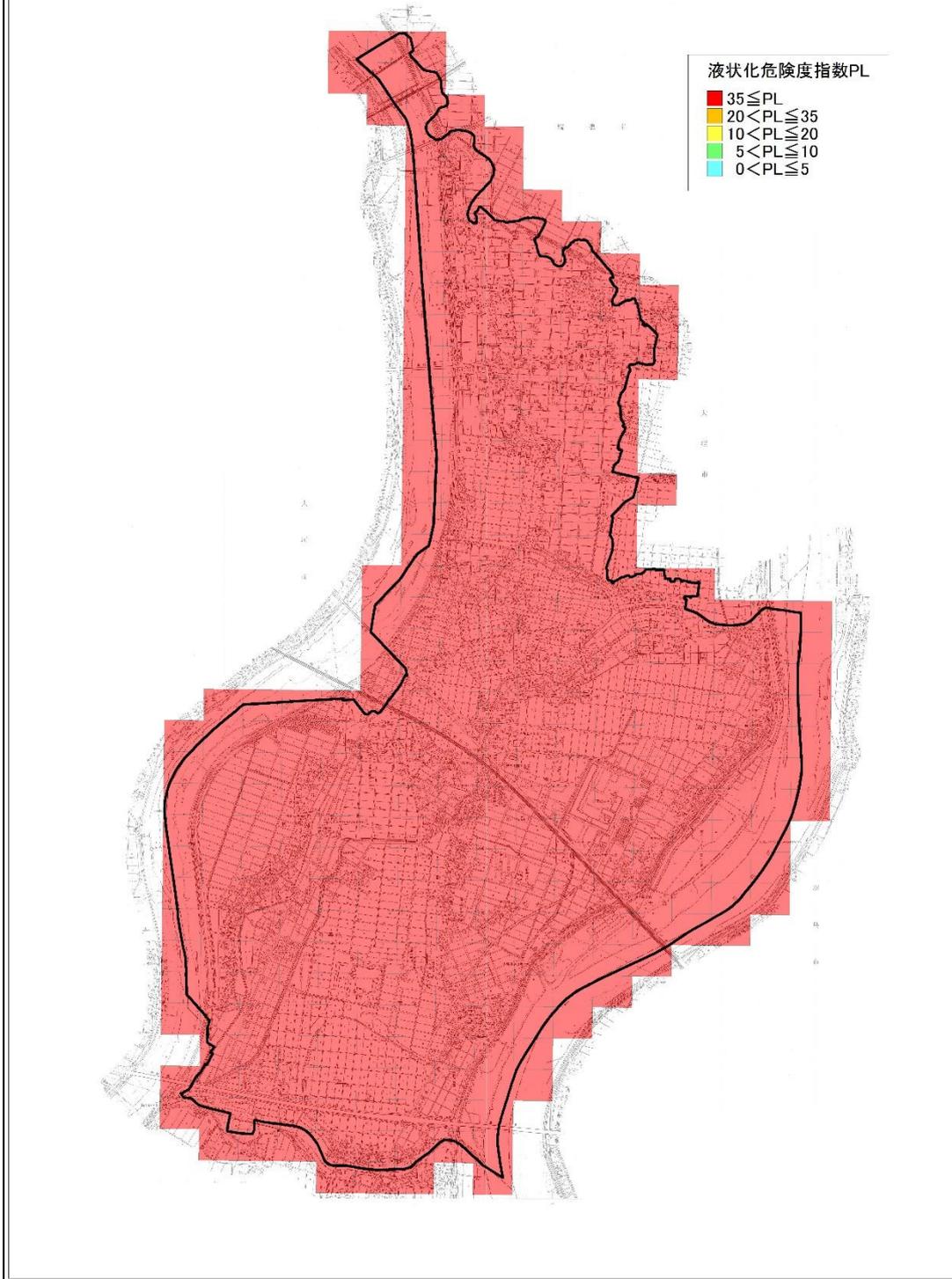


図 南海トラフ地震による液状化の危険度分布  
(出典：安八町地域防災計画資料編)

液状化危険度分布図  
(養老－桑名－四日市断層帯地震)

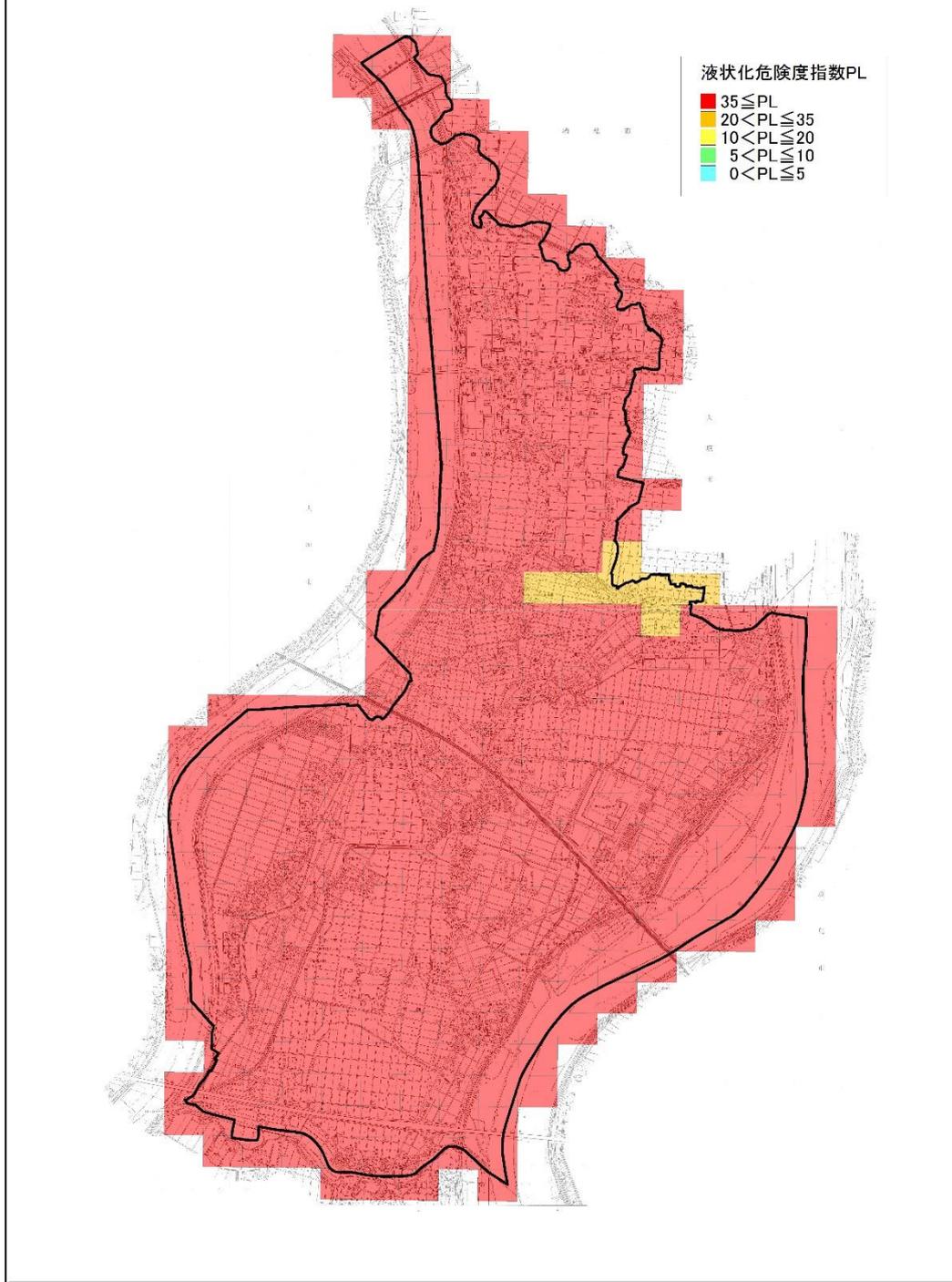


図 養老－桑名－四日市断層帯の地震による液状化の危険度分布  
(出典：安八町地域防災計画資料編)

## 第4章 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

国土強靱化とは、「強くしなやかな地域づくり」のことを指し、本町内の道路、河川、様々な建造物といった社会基盤のほか、産業や暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画及び岐阜県強靱化計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。

#### ■本計画における脆弱性評価、国土強靱化に向けた推進方針の検討手順



### 2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで脆弱性評価を実施している。岐阜県強靱化計画においても、同様の考え方で脆弱性評価を実施している（7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」）。

本計画では、基本計画及び岐阜県強靱化計画との調和を図るとともに、基礎自治体としての役割等を踏まえ、さらに、先に述べた想定するリスクや本町の地域特性（特に県全体の特性と比較した際の本町の該当状況）を考慮しながら、7つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■ 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる経済等への影響
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの町内各地での分断
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地等の荒廃による被害の拡大

7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		7-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

先に設定した22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析するため、改めて下記に設定した施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間に連携して国土強靱化に取り組むべき施策の確認などを行った。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果はp.55のとおりである。

#### ■関連施策の洗い出しに用いた本町の計画

- ・安八町第五次総合計画
- ・安八町地域防災計画
- ・第2期まち・ひと・しごと創生安八町総合戦略
- ・安八町都市計画マスタープラン
- ・安八町公共施設等総合管理計画
- ・安八町公共施設マネジメント白書 等

#### ■施策分野

個別施策分野	
①	交通・物流
②	国土保全
③	農業・農地
④	都市・住宅／土地利用
⑤	保健医療・福祉
⑥	産業
⑦	情報通信・ライフライン
⑧	行政機能
⑨	環境
横断的分野	
①	リスクコミュニケーション
②	老朽化対策
③	官民連携

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、本町を強靱化するにあたり、必要な事項を明確にすることをねらいとして、実施されるべき施策の推進方針と重点的・優先的に取り組む個別の具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して取組を行うことにより一層効果が発現することが期待される。これらについては、関係者間で重要業績指標（KPI）等の具体的数値指標に関係するデータを共有するほか、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取組を進めていくものとする。

#### (1) 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
各種防災計画の見直し	災害に強いまちづくりを推進するため、各種防災計画の見直しをする。	
災害時における緊急避難経路の確保	災害時における緊急避難経路の確保を進める。	○
空家発生の予防対策等	空家等の発生を抑制する予防対策を実施するほか、管理不全な空家を解消する対策を促進する。	
公共施設の予防補修及び長寿命化	公共施設は、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するほか、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	○
公共施設非構造部材の安全対策の推進	公共施設の非構造部材の安全対策を進める。	
「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開	減災に向けて「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める。	
総合防災訓練の実施	災害が予想される時季前において、応急対策実施機関と合同して総合防災訓練を行う。	
消防力の整備	災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。	
消防水利の多様化	消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態に備えた水利の多様化を図る。	

速やかな避難行動の推進	広域避難場所を指定した広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにする。	
都市防災構造化の総合的整備施策の展開	過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による町の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。	
防災空間の確保	都市緑化保全法に基づき、地震災害時における安全性の確保のための緑地の配置等を定める「緑地に保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。	○
木造住宅密集地区における都市防火の整備	市街地において、木造住宅が集団的に存存する地区等を居住環境及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。	
学校施設の予防補修及び長寿命化	学校施設は、施設特性や安全性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施する。また、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	○

#### 1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
長良川、揖斐川の整備促進	治水機能の維持・向上を図るため、国及び県と連携しながら、本町東西を流れる長良川や揖斐川の整備を促進する。	
調整池の設置などによる治水対策	遊水機能を有する地域での開発にあたっては、開発による河川への雨水流出量の増加を抑制するため、調整池の設置等により治水対策を図るように指導する。	
水防訓練の実施	水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。	
住民にわかりやすい水害リスクの開示	住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。	
岐阜県水防計画に準ずる水防計画の策定	岐阜県水防計画による水防計画作成要領等を踏まえ水防計画を策定する。	
水害時の迅速な立ち退き避難	防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を促す。	

事前の備え等についての普及啓発	浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図る。	
民間雨水貯留施設等の整備と連携	下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	

1-3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化	集中豪雨や大規模地震等による被害を軽減するため、「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化を図る。	
防災体制の強化と防災意識の高揚・啓発	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚・啓発を図る。	○
多様なニーズに配慮した災害の備えの必要性啓発	災害に対する備えの必要性を啓発する際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	
通信連絡機能の整備、維持	防災に関する情報の収集伝達等の迅速化を図るため、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。	
防災士育成による防災対応行動力の向上	防災士を育成することで、自主防災組織等の防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図る。	
災害情報の伝達手段の多重化、多様化の推進	画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。	○

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

施策タイトル	推進方針	重点施策
備蓄の広報及び調達のための協定締結	災害発生後3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるよう関係団体等との協定締結を図る。	
支援物資のための一時集積配分拠点の指定	大規模災害発生時の迅速な災害対策活動のため、多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の指定を行う。	
道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。	
緊急輸送ネットワークの構築	災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。	
応急給水体制の整備	災害が発生した場合の応急飲料水を確保するための体制整備を図る。	
道路、橋梁等における防災対策の推進	地震発生後における緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る。	
ライフライン被害軽減のための予防措置	ライフラインにあたっては、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講じる。	
給食物資の調達	業者からの給食提供のための物資調達が停止された場合に、食糧確保を図る。	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
日頃の備えや地域における防災への取組の推進	住民自身の災害に対する日頃の備えや地域における取組を推進する。また、共同購入支援などの備蓄の支援を行う。	○
情報伝達ツールの拡充	防災対策強化のため、防災無線のデジタル化や防災アプリ等、情報伝達ツールの拡充を図る。	○

自衛防災隊の発展と活動拠点や必要資機材等の整備	地区ごとに組織されている自衛防災隊の活動をさらに発展させ、災害時に被害を軽減できる自主防災組織活動が行えるように、活動拠点や必要な資機材等の整備を図る。	
コミュニティを活かした避難活動の促進	避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 自主的な分散避難の体制、ルール作りの支援を行う。	○

### 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策タイトル	推進方針	重点施策
消防組織の機能向上	消防組織の機能向上のため、機能的な訓練の充実、計画的な車両更新を図る。	○
消防広域連携体制の強化	災害の最小化に努めるため、大垣消防組合との連携体制を強化する。	
消防団員等の教育環境の整備	複雑・多様化する災害への対応力を高めるため、消防団員等の教育環境の整備を図る。	
消防団（水防団）の団員の確保	地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団（水防団）を応援する取組等により、団員の確保を図る。	○
救助用食料、生活必需品等の整備改善及び点検	人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。	○
応急活動のための救護所用建築物の確保	負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物やスペースの確保を図る。	

### 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策タイトル	推進方針	重点施策
災害医療救護活動計画の策定	災害時の迅速な災害医療救護活動を実施するため、自主防災組織の活用と町内医療機関の協力を得て災害時の災害医療救護活動計画を策定する。	
地域福祉ネットワークや支援体制の整備	地域の人材やボランティア団体の育成を図り、行政との連携による地域福祉ネットワークや支援体制を整備する。	
介護予防事業の拡充等	要支援・要介護とならないように、介護予防事業の拡充や医療サービスの充実を図る。	

社会福祉施設における避難訓練	社会福祉施設における訓練は、細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。	
医療救護活動に必要な措置	医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具の円滑な確保を図るため、必要な措置を講じておく。	○

## 2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
公共施設における避難所としての適切な配備	避難施設（避難所）に指定された公共施設において、各施設の老朽化状況をふまえ、避難所として適切な配置を満たすよう計画する。	○
指定避難所における安全確保や大規模改修の検討	スポーツ施設や保養施設は、指定避難所にされているため、安全確保及び必要に応じて大規模改修を検討する。	○
的確・迅速な防疫活動を行うための体制づくり	被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を図る。	
病虫害防除器具の保全整備	各種災害により併発が予想される病虫害駆除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。	
清掃班の活動体制の整備	処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。	
仮設トイレ設置のための準備	指定された避難地に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行う。	
防疫活動に必要な資機材・薬剤・車両等の確保及び整備	災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うほか、防疫活動に必要な車両の確保の準備を行う。	

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	推進方針	重点施策
災害対策本部機能の代替施設の整備	大規模な災害により庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。	○

町有施設耐震化の促進	災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、施設の耐震化を推進する。	
より迅速な職員参集体制整備の推進	災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。	
町の機能壊滅時における受援体制の確立	町の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る。	

### 3-2 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

施策タイトル	推進方針	重点施策
地域ぐるみの防犯体制強化	関係機関との連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化に努める。	○
防犯灯・街灯整備の促進	防犯体制の強化のため、防犯灯、街灯の整備を促進する。	
利用されていない施設の除去推進	防犯・防災・事故防止等の観点から、利用されていない（必要性が認められない）施設等の除去をできる限り推進していく。	

### (4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

#### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる経済等への影響

施策タイトル	推進方針	重点施策
既存工業地における計画的な基盤整備	安八スマート IC 周辺に集積している既存工業地については、周辺環境と調和を図りながら、より一層の工業集積やアクセス道路の整備を推進し、計画的な基盤整備を図る。	
既存企業及び進出企業に対する支援策の拡充	既存企業及び進出企業に対する活性化のための支援策の拡充を図る。	
企業の経営基盤強化等の促進	地域全体の企業の経営基盤強化等の促進に向けて、地域資源の利活用や企業の相談体制の充実、地域の情報発信等の取組を進める。	
企業の防災意識向上の促進	商工会と連携し企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図り、巡回指導を通じて事業活動に影響を及ぼす自然災害等のリスクを周知する。	○
企業における防災組織づくりと防災計画等の推進	商工会と連携し、事業継続力強化支援計画に基づき事業活動に影響を与えるリスクを周知し事前対策への意識を醸成するとともに、事業者BCP策定を支援する。	○

#### 4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針	重点施策
広域主要道路整備促進のための要望活動	広域的主要道路の整備促進に関しては、「大垣江南線の早期整備」「主要地方道の整備促進」「国道21号の6車線化の促進」等、関係市町の連携を深め、国・県への整備促進に向けた要望活動を強化する。	
広域的幹線道路における拡幅や代替路線移行等の検討	長良川や揖斐川の渡河部は、交通混雑が頻発していることから、（都）寺内安八線をはじめ広域的な幹線道路については、現道の拡幅による交通処理能力の向上や新規路線の検討により代替路線への移行を検討する。	

#### 4-3 食料や物資の供給の途絶

施策タイトル	推進方針	重点施策
町における備蓄品の充実	防災対策の強化のため、避難用の生活用品等の充実に努める。	
災害備品の保管スペースの確保	指定避難所（7か所）における災害備品の保管スペースを確保する。	○
民間事業者との協力体制の構築	民間業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理・支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど協力体制を構築する。	
特殊車両の導入の検討	住民の避難や物資の輸送を円滑に行うため、特殊車両の導入を検討する。	
輸送システム構築と関係機関による合同訓練の実施	県及び国、民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。	
利用者・入居者等の特性に応じた物資の備蓄	医療機関、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。	

(5) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針	重点施策
水道施設の計画的な整備と適正な維持管理	災害時における水道水の安定供給と二次被害の防止のため、水道施設の計画的な整備、適正な維持管理に努める。	

上水道配水場等の計画的な更新・耐震化	上水道配水場、配水ポンプ、配水池、配水管の計画的な更新、耐震化に努める。	
浄化センターの大規模改修等の推進	浄化センターのすべての建物が耐用年数の半分を経過しているため、大規模改修等を推進する。	○
新エネルギーシステムの普及・促進等	太陽光発電などの新エネルギーシステムの普及・促進、導入支援に努める。	
自家発電設備等の整備と燃料の備蓄	町が保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。	○

## 5-2 地域交通ネットワークの町内各地での分断

施策タイトル	推進方針	重点施策
速やかな道路啓開を図るための体制整備	安八スマート IC により高速道路及び国道 21 号とのアクセス強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制を整備する。	○
生活道路のアクセス性向上等	日常生活に密着した生活道路の交通アクセス性の向上を図るとともに、歩道の整備、交差点の改良、道路舗装補修等に努める。	○
橋梁の適切な維持管理計画	「安八町道路橋梁維持管理個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な補修計画を実施する。	○

## (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 6-1 ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策タイトル	推進方針	重点施策
水防資機材の備蓄	重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。	
樋門、排水機等の調査と整備	水害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る。	

内水排除機能の強化	輪中地域内においては、河川出水が輪中堤によって保護される反面、いったん輪中内にたん水した場合は、機械による排除が必要な地域があるため、排水機場や排水ポンプを増設し、内水排除の強化を図る。	
-----------	---	--

## 6-2 農地等の荒廃による被害の拡大

施策タイトル	推進方針	重点施策
保水・遊水機能を活かした農地の整備	農地・集落地に関しては、農地の保水・遊水機能を活かし、洪水等の災害防止の観点を踏まえ保全する。	
農業振興の促進	農業経営環境の強化や、担い手の確保・育成を図り、加工農産物の開発や直売所の開設、地産地消を推進し、地域の特徴を生かした農業の振興を図る。	○
農業生産基盤整備や遊休農地有効利用の検討	農業生産基盤の整備、農地の集積・集約化等により、農業生産性の向上を図るとともに、遊休農地の有効活用を検討する。	○
優良農地の確保	農業振興地域整備計画との調和を図り、優良農地の確保に努める。	

## (7) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針	重点施策
広域行政推進体制の強化と効率的な維持管理	廃棄物焼却施設の運営にあたっては西濃環境整備組合、粗大廃棄物処理施設にあたっては西濃粗大廃棄物処理組合等、広域行政の推進体制の強化や効率的な維持管理を推進する。	
仮置き場・処分場の確保	大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。	○
災害廃棄物処理計画の見直し	一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るとともに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、今後は必要に応じて見直しを行う。	○

### 7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針	重点施策
ボランティア活動の組織化推進	関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティア活動上の自主性を尊重した組織化を推進する。	○

ボランティア活動に必要な拠点施設や機器の確保・整備	災害救助ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る。	○
応急危険度判定士の確保	地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から応急危険度判定の実施体制の準備に努める。	
応急危険度判定士の判定技術向上	被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。	

### 7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針	重点施策
地盤データ収集とデータベース化の拡充	旧河道等の液状化のおそれのある個所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の拡充を図る。	
液状化危険度の意識啓発	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等の把握をすすめる、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。	
ライフライン復旧の優先順位の整理	液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。	
水害の二次被害の防止策	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。	
地盤改良等による液状化防止対策等	ライフライン施設について、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。	

### 7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

施策タイトル	推進方針	重点施策
文化財・ふるさとに対する意識の高揚向上	文化財・伝統文化を後世へ継承するとともに、有効活用することで、文化財・ふるさとに対する意識の高揚を図る。	○

防災・防火設備の設置促進や文化財防火訓練の実施	指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるほか、防災・防火設備の設置を促進したり、文化財防火訓練を実施するよう努める。	○
文化財の保存（保管）状況の把握と点検	町及び県は、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳の作成に努め、文化財の保存（保管）状況の把握に努めるほか、文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。	
自主的なコミュニティ活動の支援・活性化	NPO 団体や地域等が主体となった自主的なコミュニティ活動を支援し、活性化を図る。	
コミュニティ活動の拠点となる施設整備	コミュニティ活動の拠点となる施設整備を支援する。	

#### 7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針	重点施策
各種補助制度の創設・拡充	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、各種補助制度の創設・拡充を図る。	
事業者支援制度の拡充	商工会との連携を強化し、融資制度・助成制度の普及等、事業者支援制度の拡充を図る。	
空家の実態の把握と利活用	空家の実態の把握に努め、自治体・民間・福祉施設との連携をとり、利活用を進める。	
各種証明書交付に必要な実施体制の整備	災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、ほかの地方公共団体や民間団体との応援協定等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	
応急仮設住宅の供給体制の整備	災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。	

■重要業績指標（KPI）

リスク シナリオ	取組	業績指標（KPI）			
		指標名	単位	現状値 (R3)	目標値 (R8)
1-1	災害時における緊急避難経路の確保	道路舗装改修	km	3	10
1-1	公共施設の予防補修及び長寿命化	公共施設改修	施設	0	2
1-1	防災空間の確保	都市公園面積の充足率	%	25	30
1-1	学校施設の予防補修及び長寿命化	学校施設改修率	%	20	80
1-3	防災体制の強化と防災意識の高揚・啓発	防災拠点整備率	箇所	0	3
1-3	災害情報の伝達手段の多重化、多様化の推進	避難所 Wi-Fi 整備率	%	50	100
2-2	情報伝達ツールの拡充	防災行政無線普及割合	%	66	70
		防災アプリのダウンロード数	件	2,500	8,000
2-2	コミュニティを活かした避難活動の促進	自主防災訓練実施地区数	地区	7	10
2-3	消防組織の機能向上	車両・小型ポンプ更新数	台	7	9
2-3	消防団（水防団）の団員の確保	消防団員数	%	100	100
2-3	救助用食料、生活必需品等の整備改善及び点検	食料・飲料水の備蓄	人分	1,500	5,000
2-4	医療救護活動に必要な措置	保健医療体制が満足・普通と思う住民割合	%	86	100
		救護所数	箇所	1	1
2-5	公共施設における避難所としての適切な配備	公共施設改修	施設	0	10

2-5	指定避難所における安全確保や大規模改修の検討	公共施設改修	施設	0	2
		耐震化実施施設件数	件	0	1
3-1	災害対策本部機能の代替施設の整備	公共施設改修	施設	1	2
		設備の拡充	施設	0	2
3-2	地域ぐるみの防犯体制強化	交通安全・防犯体制が満足・普通だと思う住民割合	%	87	100
4-1	企業の防災意識向上の促進	事業継続に関する巡回指導件数	件	10	24
4-1	企業における防災組織づくりと防災計画等の推進	事業者BCP策定支援事業者数	件	2	4
4-3	災害備品の保管スペースの確保	避難所備蓄倉庫整備	施設	3	7
5-1	浄化センターの大規模改修等の推進	浄化センターにおける耐用年数を超える設備の長寿命化率 長寿命化設備数／総設備数	%	64	100
5-1	自家発電設備等の整備と燃料の備蓄	自家発電設備整備	施設	0	7
5-2	生活道路のアクセス性向上等	舗装補修延長 (L=17.3km)	km	L=8.4km	L=15km
5-2	橋梁の適切な維持管理計画	危険度判定区分Ⅲ以上の橋梁の補修割合	%	75	100
6-2	農業振興の促進	担い手人材登録	人	23	30
6-2	農業生産基盤整備や遊休農地有効利用の検討	農業振興が満足・普通と思う住民割合	%	85	100
7-1	仮置き場・処分場の確保	安八町一般廃棄物最終処分場の埋立率	%	84	5
7-1	災害廃棄物処理計画の見直し	災害廃棄物処理計画更新業務進捗率	%	0	100

7-2	ボランティア活動に必要な拠点施設や機器の確保・整備	災害救助ボランティア活動拠点施設数	箇所	0	1
7-2	ボランティア活動の組織化推進	各種ボランティアの登録者数	人	397	437
7-4	文化財・ふるさとに対する意識の高揚向上	小中学校でのふるさと教育の授業時間	時間	383	390
7-4	防災・防火設備の設置促進や文化財防火訓練の実施	文化財防災訓練実施回数	回	0	5

## 2. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価を行うにあたり設定した、以下の12の施策分野ごとの推進方針は、以下のとおりである。これらの推進方針は、7つの「事前に備えるべき目標」(p.20参照)に照らして、必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものである。それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮すべきである。

### (1) 個別施策分野

#### ①交通・物流

施策タイトル	推進方針	重点施策
災害時における緊急避難経路の確保	災害時における緊急避難経路の確保を進める。	○
都市防災構造化の総合的整備施策の展開	過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による町の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。	
道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。	
緊急輸送ネットワークの構築	災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。	
道路、橋梁等における防災対策の推進	地震発生後における緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る。	
広域主要道路整備促進のための要望活動	広域的な主要道路の整備促進に関しては、「大垣江南線の早期整備」「主要地方道の整備促進」「国道21号の6車線化の促進」等、関係市町の連携を深め、国・県への整備促進に向けた要望活動を強化する。	
広域的幹線道路における拡幅や代替路線移行等の検討	長良川や揖斐川の渡河部は、交通混雑が頻発していることから、(都)寺内安八線をはじめ広域的な幹線道路については、現道の拡幅による交通処理能力の向上や新規路線の検討により代替路線への移行を検討する。	

速やかな道路啓開を図るための体制整備	安八スマート IC により高速道路及び国道 21 号とのアクセス強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制を整備する。	○
生活道路のアクセス性向上等	日常生活に密着した生活道路の交通アクセス性の向上を図るとともに、歩道の整備、交差点の改良、道路舗装補修等に努める。	○

## ②国土保全

施策タイトル	推進方針	重点施策
長良川、揖斐川の整備促進	治水機能の維持・向上を図るため、国及び県と連携しながら、本町東西を流れる長良川や揖斐川の整備を促進する。	
調整池の設置などによる治水対策	遊水機能を有する地域での開発にあたっては、開発による河川への雨水流出量の増加を抑制するため、調整池の設置等により治水対策を図るように指導する。	
道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。	
道路、橋梁等における防災対策の推進	地震発生後における緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る。	
橋梁の適切な維持管理計画	「安八町道路橋梁維持管理個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な補修計画を実施する。	○
水防資機材の備蓄	重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。	
樋門、排水機等の調査と整備	水害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る。	
内水排除機能の強化	輪中地域内においては、河川出水が輪中堤によって保護される反面、いったん輪中内にたん水した場合は、機械による排除が必要な地域があるため、排水機場や排水ポンプを増設し、内水排除の強化を図る。	
地盤データ収集とデータベース化の拡充	旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の拡充を図る。	

水害の二次被害の防止策	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。	
-------------	--	--

### ③農業・農地

施策タイトル	推進方針	重点施策
保水・遊水機能を活かした農地の整備	農地・集落地に関しては、農地の保水・遊水機能を活かし、洪水等の災害防止の観点で踏まえ保全する。	
農業振興の促進	農業経営環境の強化や、担い手の確保・育成を図り、加工農産物の開発や直売所の開設、地産地消を推進し、地域の特徴を生かした農業の振興を図る。	○
農業生産基盤整備や遊休農地有効利用の検討	農業生産基盤の整備、農地の集積・集約化等により、農業生産性の向上を図るとともに、遊休農地の有効活用を検討する。	○
優良農地の確保	農業振興地域整備計画との調和を図り、優良農地の確保に努める。	

### ④都市・住宅／土地利用

施策タイトル	推進方針	重点施策
各種防災計画の見直し	災害に強いまちづくりを推進するため、各種防災計画の見直しをする。	
空家発生の予防対策等	空家等の発生を抑制する予防対策を実施するほか、管理不全な空家を解消する対策を促進する。	
公共施設非構造部材の安全対策の推進	公共施設の非構造部材の安全対策を進める。	
都市防災構造化の総合的整備施策の展開	過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による町の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。	
防災空間の確保	都市緑化保全法に基づき、地震災害時における安全性の確保のための緑地の配置等を定める「緑地に保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。	○

木造住宅密集地区における都市防火の整備	市街地において、木造住宅が集団的に存存する地区等を居住環境及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。	
公共施設における避難所としての適切な配備	避難施設（避難所）に指定された公共施設において、各施設の老朽化状況をふまえ、避難所として適切な配置を満たすよう計画する。	○
指定避難所における安全確保や大規模改修の検討	スポーツ施設や保養施設は、指定避難所にされているため、安全確保及び必要に応じて大規模改修を検討する。	○
利用されていない施設の除去推進	防犯・防災・事故防止等の観点から、利用されていない（必要性が認められない）施設等の除去をできる限り推進していく。	
応急危険度判定士の確保	地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から応急危険度判定の実施体制の準備に努める。	
応急危険度判定士の判定技術向上	被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。	
空家の実態の把握と利活用	空家の実態の把握に努め、自治体・民間・福祉施設との連携をとり、利活用を進める。	

#### ⑤保健医療・福祉

施策タイトル	推進方針	重点施策
救助用食料、生活必需品等の整備改善及び点検	人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。	○
応急活動のための救護所用建築物の確保	負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物やスペースの確保を図る。	
災害医療救護活動計画の策定	災害時の迅速な災害医療救護活動を実施するため、自主防災組織の活用と町内医療機関の協力を得て災害時の災害医療救護活動計画を策定する。	
地域福祉ネットワークや支援体制の整備	地域の人材やボランティア団体の育成を図り、行政との連携による地域福祉ネットワークや支援体制を整備する。	

介護予防事業の拡充等	要支援・要介護とならないように、介護予防事業の拡充や医療サービスの充実を図る。	
社会福祉施設における避難訓練	社会福祉施設における訓練は、細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。	
医療救護活動に必要な措置	医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具の円滑な確保を図るため、必要な措置を講じておく。	○
利用者・入居者等の特性に応じた物資の備蓄	医療機関、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。	

## ⑥産業

施策タイトル	推進方針	重点施策
既存工業地における計画的な基盤整備	安ハスマート IC 周辺に集積している既存工業地については、周辺環境と調和を図りながら、より一層の工業集積やアクセス道路の整備を推進し、計画的な基盤整備を図る。	
既存企業及び進出企業に対する支援策の拡充	既存企業及び進出企業に対する活性化のための支援策の拡充を図る。	
企業の経営基盤強化等の促進	地域全体の企業の経営基盤強化等の促進に向けて、地域資源の利活用や企業の相談体制の充実、地域の情報発信等の取組を進める。	
企業の防災意識向上の促進	商工会と連携し企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図り、巡回指導を通じて事業活動に影響を及ぼす自然災害等のリスクを周知する。	○
企業における防災組織づくりと防災計画等の推進	商工会と連携し、事業継続力強化支援計画に基づき事業活動に影響を与えるリスクを周知し事前対策への意識を醸成するとともに、事業者BCP策定を支援する。	○
事業者支援制度の拡充	商工会との連携を強化し、融資制度・助成制度の普及等、事業者支援制度の拡充を図る。	

⑦情報通信・ライフライン

施策タイトル	推進方針	重点施策
通信連絡機能の整備、維持	防災に関する情報の収集伝達等の迅速化を図るため、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。	
災害情報の伝達手段の多重化、多様化の推進	画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。	○
応急給水体制の整備	災害が発生した場合の応急飲料水を確保するための体制整備を図る。	
ライフライン被害軽減のための予防措置	ライフラインにあたっては、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講じる。	
情報伝達ツールの拡充	防災対策強化のため、防災無線のデジタル化や防災アプリ等、情報伝達ツールの拡充を図る。	○
水道施設の計画的な整備と適正な維持管理	災害時における水道水の安定供給と二次被害の防止のため、水道施設の計画的な整備、適正な維持管理に努める。	
上水道配水場等の計画的な更新・耐震化	上水道配水場、配水ポンプ、配水池、配水管の計画的な更新、耐震化に努める。	
浄化センターの大規模改修等の推進	浄化センターのすべての建物が耐用年数の半分を経過しているため、大規模改修等を推進する。	○
新エネルギーシステムの普及・促進等	太陽光発電などの新エネルギーシステムの普及・促進、導入支援に努める。	
自家発電設備等の整備と燃料の備蓄	町が保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。	○
ライフライン復旧の優先順位の整理	液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。	

地盤改良等による液状化防止対策等	ライフライン施設について、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。	
------------------	--	--

⑧行政機能

施策タイトル	推進方針	重点施策
各種防災計画の見直し	災害に強いまちづくりを推進するため、各種防災計画の見直しをする。	
公共施設の予防補修及び長寿命化	公共施設は、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するほか、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	○
消防力の整備	災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。	
消防水利の多様化	消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態に備えた水利の多様化を図る。	
速やかな避難行動の推進	広域避難場所を指定した広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにする。	
水防訓練の実施	水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。	
岐阜県水防計画に準ずる水防計画の策定	岐阜県水防計画による水防計画作成要領等を踏まえ水防計画を策定する。	
民間雨水貯留施設等の整備と連携	下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	
支援物資のための一時集積配分拠点の指定	大規模災害発生時の迅速な災害対策活動のため、多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の指定を行う。	
消防組織の機能向上	消防組織の機能向上のため、機能的な訓練の充実、計画的な車両更新を図る。	○
消防広域連携体制の強化	災害の最小化に努めるため、大垣消防組合との連携体制を強化する。	
消防団員等の教育環境の整備	複雑・多様化する災害への対応力を高めるため、消防団員等の教育環境の整備を図る。	

消防団（水防団）の団員の確保	地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団（水防団）を応援する取組等により、団員の確保を図る。	○
的確・迅速な防疫活動を行うための体制づくり	被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を図る。	
病虫害防除器具の保全整備	各種災害により併発が予想される病虫害駆除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。	
防疫活動に必要な資機材・薬剤・車両等の確保及び整備	災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うほか、防疫活動に必要な車両の確保の準備を行う。	
災害対策本部機能の代替施設の整備	大規模な災害により庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。	○
より迅速な職員参集体制整備の推進	災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。	
町の機能壊滅時における受援体制の確立	町の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る。	
地域ぐるみの防犯体制強化	関係機関との連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化に努める。	○
防犯灯・街灯整備の促進	防犯体制の強化のため、防犯灯、街灯の整備を促進する。	
町における備蓄品の充実	防災対策の強化のため、避難用の生活用品等の充実に努める。	
災害備品の保管スペースの確保	指定避難所（7か所）における災害備品の保管スペースを確保する。	○
民間事業者との協力体制の構築	民間業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理・支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど協力体制を構築する。	
特殊車両の導入の検討	住民の避難や物資の輸送を円滑に行うため、特殊車両の導入を検討する。	
広域行政推進体制の強化と効率的な維持管理	廃棄物焼却施設の運営にあたっては西濃環境整備組合、粗大廃棄物処理施設にあたっては西濃粗大廃棄物処理組合等、広域行政の推進体制の強化や効率的な維持管理を推進する。	

ボランティア活動の組織化推進	関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティア活動上の自主性を尊重した組織化を推進する。	○
ボランティア活動に必要な拠点施設や機器の確保・整備	災害救助ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る。	○
文化財・ふるさとに対する意識の高揚向上	文化財・伝統文化を後世へ継承するとともに、有効活用することで、文化財・ふるさとに対する意識の高揚を図る。	○
防災・防火設備の設置促進や文化財防火訓練の実施	指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるほか、防災・防火設備の設置を促進したり、文化財防火訓練を実施するよう努める。	○
文化財の保存（保管）状況の把握と点検	町及び県は、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳の作成に努め、文化財の保存（保管）状況の把握に努めるほか、文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。	
各種補助制度の創設・拡充	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、各種補助制度の創設・拡充を図る。	
各種証明書交付に必要な実施体制の整備	災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、ほかの地方公共団体や民間団体との応援協定等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	
応急仮設住宅の供給体制の整備	災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。	
給食物資の調達	業者からの給食提供のための物資調達が停止された場合に、食糧確保を図る。	

### ⑨環境

施策タイトル	推進方針	重点施策
清掃班の活動体制の整備	処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。	
仮設トイレ設置のための準備	指定された避難地に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行う。	
仮置き場・処分場の確保	大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。	○

災害廃棄物処理計画の見直し	一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るとともに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、今後は必要に応じて見直しを行う。	○
---------------	---	---

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

施策タイトル	推進方針	重点施策
「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開	減災に向けて「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める。	
総合防災訓練の実施	災害が予想される時季前において、応急対策実施機関と合同して総合防災訓練を行う。	
速やかな避難行動の推進	広域避難場所を指定した広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにする。	
住民にわかりやすい水害リスクの開示	住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。	
水害時の迅速な立ち退き避難	防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を促す。	
事前の備え等についての普及啓発	浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図る。	
「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化	集中豪雨や大規模地震等による被害を軽減するため、「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化を図る。	
防災体制の強化と防災意識の高揚・啓発	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚・啓発を図る。	○
多様なニーズに配慮した災害の備えの必要性啓発	災害に対する備えの必要性を啓発する際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	

防災士育成による防災対応行動力の向上	防災士を育成することで、自主防災組織等の防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図る。	
備蓄の広報及び調達のための協定締結	災害発生後3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるように関係団体等との協定締結を図る。	
日頃の備えや地域における防災への取組の推進	住民自身の災害に対する日頃の備えや地域における取組を推進する。また、共同購入支援などの備蓄の支援を行う。	○
自衛防災隊の発展と活動拠点や必要資機材等の整備	地区ごとに組織されている自衛防災隊の活動をさらに発展させ、災害時に被害を軽減できる自主防災組織活動が行えるように、活動拠点や必要な資機材等の整備を図る。	
コミュニティを活かした避難活動の促進	避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 自主的な分散避難の体制、ルール作りの支援を行う。	○
液状化危険度の意識啓発	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等の把握をすすめる、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。	
自主的なコミュニティ活動の支援・活性化	NPO団体や地域等が主体となった自主的なコミュニティ活動を支援し、活性化を図る。	

## ②老朽化対策

施策タイトル	推進方針	重点施策
公共施設の予防補修及び長寿命化	公共施設は、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するほか、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	○
公共施設非構造部材の安全対策の推進	公共施設の非構造部材の安全対策を進める。	
道路、橋梁等における防災対策の推進	地震発生後における緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る。	
公共施設における避難所としての適切な配備	避難施設（避難所）に指定された公共施設において、各施設の老朽化状況をふまえ、避難所として適切な配置を満たすよう計画する。	○

指定避難所における安全確保や大規模改修の検討	スポーツ施設や保養施設は、指定避難所にされているため、安全確保及び必要に応じて大規模改修を検討する。	○
町有施設耐震化の促進	災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、施設の耐震化を推進する。	
コミュニティ活動の拠点となる施設整備	コミュニティ活動の拠点となる施設整備を支援する。	
学校施設の予防補修及び長寿命化	学校施設は、施設特性や安全性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施する。また、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	○

### ③官民連携

施策タイトル	推進方針	重点施策
民間事業者との協力体制の構築	民間業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理・支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど協力体制を構築する。	
輸送システム構築と関係機関による合同訓練の実施	県及び国、民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。	
速やかな道路啓開を図るための体制整備	安八スマート IC により高速道路及び国道 21 号とのアクセス強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制を整備する。	○
橋梁の適切な維持管理計画	「安八町道路橋梁維持管理個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な補修計画を実施する。	○

## 第6章 計画の推進

### 1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。そこで本計画においては、「効果の大きさ」・「緊急度・切迫度」・「施策の進捗状況」・「施策の具体性」・「平時の活用」・「国全体の強靱化に対する貢献」等を総合的に勘案して重点施策を選定し、今後の予算編成や国への施策提案に反映していくものとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度、アクションプランの進捗管理（PDCA）を行う際に、見直しを図るものとする。

#### ■重点化の視点

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
施策の具体性	施策に具体性があり、対象や取組内容、期間等が明確になっているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

### 2. 計画の進捗管理と見直し

本町では、本計画を通じた地域の強靱化の推進のための具体的な進め方を「安八町国土強靱化地域計画アクションプラン」として取りまとめた（別冊参照）。今後、「安八町国土強靱化地域計画アクションプラン」を通じて、進捗管理（PDCA）を行うものとする。

また、本計画の冒頭でも示したように、本計画は計画期間中であっても、社会情勢の急激な変化や、他地域での大規模自然災害により新たな教訓が得られた際など、新たに想定されるリスク等を踏まえて随時拡充を行うものとする。

なお、安八町地域防災計画など関連する分野別計画については、それぞれの見直し時には本計画との整合を図る。

■重点化施策項目

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における緊急避難経路の確保</li> <li>・生活道路のアクセス性向上等</li> <li>・速やかな道路啓開を図るための体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市防災構造化の総合的整備施策の展開</li> <li>・道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討</li> <li>・緊急輸送ネットワークの構築</li> <li>・道路、橋梁等における防災対策の推進</li> <li>・広域主要道路整備促進のための要望活動</li> <li>・広域的幹線道路における拡幅や代替路線移行等の検討</li> </ul>
国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の適切な維持管理計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長良川、揖斐川の整備促進</li> <li>・調整池の設置などによる治水対策</li> <li>・道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討</li> <li>・道路、橋梁等における防災対策の推進</li> <li>・水防資機材の備蓄</li> <li>・樋門、排水機等の調査と整備</li> <li>・内水排除機能の強化</li> <li>・地盤データ収集とデータベース化の拡充</li> <li>・水害の二次被害の防止策</li> </ul>
農業・農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興の促進</li> <li>・農業生産基盤整備や遊休農地有効利用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水・遊水機能を活かした農地の整備</li> <li>・優良農地の確保</li> </ul>
都市・住宅／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設における避難所としての適切な配備</li> <li>・指定避難所における安全確保や大規模改修の検討</li> <li>・防災空間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種防災計画の見直し</li> <li>・空家発生の予防対策等</li> <li>・公共施設非構造部材の安全対策の推進</li> <li>・都市防災構造化の総合的整備施策の展開</li> <li>・木造住宅密集地区における都市防火の整備</li> <li>・利用されていない施設の除去推進</li> <li>・応急危険度判定士の確保</li> <li>・応急危険度判定士の判定技術向上</li> <li>・空家の実態の把握と利活用</li> </ul>

保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助用食料、生活必需品等の整備改善及び点検</li> <li>・ 医療救護活動に必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急活動のための救護所用建築物の確保</li> <li>・ 災害医療救護活動計画の策定</li> <li>・ 地域福祉ネットワークや支援体制の整備</li> <li>・ 介護予防事業の拡充等</li> <li>・ 社会福祉施設における避難訓練</li> <li>・ 利用者・入居者等の特性に応じた物資の備蓄</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の防災意識向上の促進</li> <li>・ 企業における防災組織づくりと防災計画等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存工業地における計画的な基盤整備</li> <li>・ 既存企業及び進出企業に対する支援策の拡充</li> <li>・ 企業の経営基盤強化等の促進</li> <li>・ 事業者支援制度の拡充</li> </ul>
情報通信・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の伝達手段の多重化、多様化の推進</li> <li>・ 情報伝達ツールの拡充</li> <li>・ 浄化センターの大規模改修等の推進</li> <li>・ 自家発電設備等の整備と燃料の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信連絡機能の整備、維持</li> <li>・ 応急給水体制の整備</li> <li>・ ライフライン被害軽減のための予防措置</li> <li>・ 水道施設の計画的な整備と適正な維持管理</li> <li>・ 上水道配水場等の計画的な更新・耐震化</li> <li>・ 新エネルギーシステムの普及・促進等</li> <li>・ ライフライン復旧の優先順位の整理</li> <li>・ 地盤改良等による液状化防止対策等</li> </ul>
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の予防補修及び長寿命化</li> <li>・ 災害対策本部機能の代替施設の整備</li> <li>・ 地域ぐるみの防犯体制強化</li> <li>・ 災害備品の保管スペースの確保</li> <li>・ ボランティア活動に必要な拠点施設や機器の確保・整備</li> <li>・ 文化財・ふるさとに対する意識の高揚向上</li> <li>・ 防災・防火設備の設置促進や文化財防火訓練の実施</li> <li>・ 消防組織の機能向上</li> <li>・ 消防団（水防団）の団員の確保</li> <li>・ ボランティア活動の組織化推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種防災計画の見直し</li> <li>・ 消防力の整備</li> <li>・ 消防水利の多様化</li> <li>・ 速やかな避難行動の推進</li> <li>・ 水防訓練の実施</li> <li>・ 岐阜県水防計画に準ずる水防計画の策定</li> <li>・ 民間雨水貯留施設等の整備と連携</li> <li>・ 支援物資のための一時集積配分拠点の指定</li> <li>・ 消防広域連携体制の強化</li> <li>・ 消防団員等の教育環境の整備</li> <li>・ 的確・迅速な防疫活動を行うための体制づくり</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病虫害防除器具の保全整備</li> <li>・ 防疫活動に必要な資機材・薬剤・車両等の確保及び整備</li> <li>・ より迅速な職員参集体制整備の推進</li> <li>・ 町の機能壊滅時における受援体制の確立</li> <li>・ 防犯灯・街灯整備の促進</li> <li>・ 町における備蓄品の充実</li> <li>・ 民間事業者との協力体制の構築</li> <li>・ 特殊車両の導入の検討</li> <li>・ 広域行政推進体制の強化と効率的な維持管理</li> <li>・ 文化財の保存（保管）状況の把握と点検</li> <li>・ 各種補助制度の創設・拡充</li> <li>・ 各種証明書交付に必要な実施体制の整備</li> <li>・ 応急仮設住宅の供給体制の整備</li> <li>・ 給食物資の調達</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置き場・処分場の確保</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃班の活動体制の整備</li> <li>・ 仮設トイレ設置のための準備</li> </ul>
リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災体制の強化と防災意識の高揚・啓発</li> <li>・ コミュニティを活かした避難活動の促進</li> <li>・ 日頃の備えや地域における防災への取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開</li> <li>・ 総合防災訓練の実施</li> <li>・ 速やかな避難行動の推進</li> <li>・ 住民にわかりやすい水害リスクの開示</li> <li>・ 水害時の迅速な立ち退き避難</li> <li>・ 事前の備え等についての普及啓発</li> <li>・ 「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化</li> <li>・ 多様なニーズに配慮した災害の備えの必要性啓発</li> <li>・ 防災士育成による防災対応行動力の向上</li> <li>・ 備蓄の広報及び調達のための協定締結</li> <li>・ 自衛防災隊の発展と活動拠点や必要資機材等の整備</li> <li>・ 液状化危険度の意識啓発</li> <li>・ 自主的なコミュニティ活動の支援・活性</li> </ul>

		化
老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の予防補修及び長寿命化</li> <li>・ 公共施設における避難所としての適切な配備</li> <li>・ 指定避難所における安全確保や大規模改修の検討</li> <li>・ 学校施設の予防補修及び長寿命化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設非構造部材の安全対策の推進</li> <li>・ 道路、橋梁等における防災対策の推進</li> <li>・ 町有施設耐震化の促進</li> <li>・ コミュニティ活動の拠点となる施設整備</li> </ul>
官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁の適切な維持管理計画</li> <li>・ 速やかな道路啓開を図るための体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者との協力体制の構築</li> <li>・ 輸送システム構築と関係機関による合同訓練の実施</li> </ul>

## [別紙] 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価結果

### (1) 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価
各種防災計画の見直し	災害に強いまちづくりを推進するため、各種防災計画の見直しをする必要がある。
災害時における緊急避難経路の確保	災害時における緊急避難経路の確保を進める必要がある。
空家発生の予防対策等	空家等の発生を抑制する予防対策を実施するほか、管理不全な空家を解消する対策を促進する必要がある。
公共施設の予防補修及び長寿命化	公共施設は、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するほか、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る必要がある。
公共施設非構造部材の安全対策の推進	公共施設の非構造部材の安全対策を進める必要がある。
「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開	減災に向けて「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める必要がある。
総合防災訓練の実施	災害が予想される時季前において、応急対策実施機関と合同して総合防災訓練を行う必要がある。
消防力の整備	災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める必要がある。
消防水利の多様化	消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態に備えた水利の多様化を図る必要がある。
速やかな避難行動の推進	広域避難場所を指定した広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにする必要がある。
都市防災構造化の総合的整備施策の展開	過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による町の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る必要がある。
防災空間の確保	都市緑化保全法に基づき、地震災害時における安全性の確保のための緑地の配置等を定める「緑地に保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める必要がある。

木造住宅密集地区における都市防火の整備	市街地において、木造住宅が集団的に存存する地区等を居住環境及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る必要がある。
学校施設の予防補修及び長寿命化	学校施設は、施設特性や安全性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施する。また、その特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施し、長寿命化を図る必要がある。

## 1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価
長良川、揖斐川の整備促進	治水機能の維持・向上を図るため、国及び県と連携しながら、本町東西を流れる長良川や揖斐川の整備を促進する必要がある。
調整池の設置などによる治水対策	遊水機能を有する地域での開発にあたっては、開発による河川への雨水流出量の増加を抑制するため、調整池の設置等により治水対策を図るように指導する必要がある。
水防訓練の実施	水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する必要がある。
住民にわかりやすい水害リスクの開示	住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める必要がある。
岐阜県水防計画に準ずる水防計画の策定	岐阜県水防計画による水防計画作成要領等を踏まえ水防計画を策定する必要がある。
水害時の迅速な立ち退き避難	防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を促す必要がある。
事前の備え等についての普及啓発	浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図る必要がある。
民間雨水貯留施設等の整備と連携	下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する必要がある。

1-3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価
「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化	集中豪雨や大規模地震等による被害を軽減するため、「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災体制の強化を図る必要がある。
防災体制の強化と防災意識の高揚・啓発	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚・啓発を図る必要がある。
多様なニーズに配慮した災害の備えの必要性啓発	災害に対する備えの必要性を啓発する際には、乳幼児、重篤な重病患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要がある。
通信連絡機能の整備、維持	防災に関する情報の収集伝達等の迅速化を図るため、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る必要がある。
防災士育成による防災対応行動力の向上	防災士を育成することで、自主防災組織等の防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図る必要がある。
災害情報の伝達手段の多重化、多様化の推進	画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

施策タイトル	脆弱性評価
備蓄の広報及び調達のための協定締結	災害発生後3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるように関係団体等との協定締結を図る必要がある。
支援物資のための一時集積配分拠点の指定	大規模災害発生時の迅速な災害対策活動のため、多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の指定を行う必要がある。

道路河川等の復旧に必要な資機材調達方法の検討	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する必要がある。
緊急輸送ネットワークの構築	災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要がある、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要がある。
応急給水体制の整備	災害が発生した場合の応急飲料水を確保するための体制整備を図る必要がある。
道路、橋梁等における防災対策の推進	地震発生後における緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る必要がある。
ライフライン被害軽減のための予防措置	ライフラインにあたっては、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講じる必要がある。
給食物資の調達	業者からの給食提供のための物資調達が停止された場合に、食糧を確保できるかどうかの判断が必要である。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

施策タイトル	脆弱性評価
日頃の備えや地域における防災への取組の推進	住民自身の災害に対する日頃の備えや地域における取組を推進する必要がある。また、共同購入支援などの備蓄の支援を行う必要がある。
情報伝達ツールの拡充	防災対策強化のため、防災無線のデジタル化や防災アプリ等、情報伝達ツールの拡充を図る必要がある。
自衛防災隊の発展と活動拠点や必要資機材等の整備	地区ごとに組織されている自衛防災隊の活動をさらに発展させ、災害時に被害を軽減できる自主防災組織活動が行えるように、活動拠点や必要な資機材等の整備を図る必要がある。
コミュニティを活かした避難活動の促進	避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する必要がある。 自主的な分散避難の体制、ルール作りの支援を行う必要がある。

### 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策タイトル	脆弱性評価
消防組織の機能向上	消防組織の機能向上のため、機能的な訓練の充実、計画的な車両更新を図る必要がある。
消防広域連携体制の強化	災害の最小化に努めるため、大垣消防組合との連携体制を強化する必要がある。
消防団員等の教育環境の整備	複雑・多様化する災害への対応力を高めるため、消防団員等の教育環境の整備を図る必要がある。
消防団（水防団）の団員の確保	地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団（水防団）を応援する取組等により、団員の確保を図る必要がある。
救助用食料、生活必需品等の整備改善及び点検	人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う必要がある。
応急活動のための救護所用建築物の確保	負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物やスペースの確保を図る必要がある。

### 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策タイトル	脆弱性評価
災害医療救護活動計画の策定	災害時の迅速な災害医療救護活動を実施するため、自主防災組織の活用と町内医療機関の協力を得て災害時の災害医療救護活動計画を策定する必要がある。
地域福祉ネットワークや支援体制の整備	地域の人材やボランティア団体の育成を図り、行政との連携による地域福祉ネットワークや支援体制を整備する必要がある。
介護予防事業の拡充等	要支援・要介護とならないように、介護予防事業の拡充や医療サービスの充実を図る必要がある。
社会福祉施設における避難訓練	社会福祉施設における訓練は、細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う必要がある。
医療救護活動に必要な措置	医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具の円滑な確保を図るため、必要な措置を講じておく必要がある。

## 2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策タイトル	脆弱性評価
公共施設における避難所としての適切な配備	避難施設（避難所）に指定された公共施設において、各施設の老朽化状況をふまえ、避難所として適切な配置を満たすよう計画する必要がある。
指定避難所における安全確保や大規模改修の検討	スポーツ施設や保養施設は、指定避難所にされているため、安全確保及び必要に応じて大規模改修を検討する必要がある。
的確・迅速な防疫活動を行うための体制づくり	被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を図る必要がある。
病虫害防除器具の保全整備	各種災害により併発が予想される病虫害駆除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める必要がある。
清掃班の活動体制の整備	処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える必要がある。
仮設トイレ設置のための準備	指定された避難地に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行う必要がある。
防疫活動に必要な資機材・薬剤・車両等の確保及び整備	災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うほか、防疫活動に必要な車両の確保の準備を行う必要がある。

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	脆弱性評価
災害対策本部機能の代替施設の整備	大規模な災害により庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る必要がある。
町有施設耐震化の促進	災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、施設の耐震化を推進する必要がある。
より迅速な職員参集体制整備の推進	災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、より迅速な職員参集体制の整備を推進する必要がある。
町の機能壊滅時における受援体制の確立	町の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る必要がある。

### 3-2 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

施策タイトル	脆弱性評価
地域ぐるみの防犯体制強化	関係機関との連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化に努める必要がある。
防犯灯・街灯整備の促進	防犯体制の強化のため、防犯灯、街灯の整備を促進する必要がある。
利用されていない施設の除去推進	防犯・防災・事故防止等の観点から、利用されていない（必要性が認められない）施設等の除去をできる限り推進していく必要がある。

### (4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

#### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる経済等への影響

施策タイトル	脆弱性評価
既存工業地における計画的な基盤整備	安八スマート IC 周辺に集積している既存工業地については、周辺環境と調和を図りながら、より一層の工業集積やアクセス道路の整備を推進し、計画的な基盤整備を図る必要がある。
既存企業及び進出企業に対する支援策の拡充	既存企業及び進出企業に対する活性化のための支援策の拡充を図る必要がある。
企業の経営基盤強化等の促進	地域全体の企業の経営基盤強化等の促進に向けて、地域資源の利活用や企業の相談体制の充実、地域の情報発信等の取組を進める必要がある。
企業の防災意識向上の促進	企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員ととらえ、地域の防災訓練等への積極的な呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う必要がある。
企業における防災組織づくりと防災計画等の推進	自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約および防災計画やBCP(事業継続計画)等を作成する必要がある。

#### 4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

施策タイトル	脆弱性評価
広域主要道路整備促進のための要望活動	広域的な主要道路の整備促進に関しては、「大垣江南線の早期整備」「主要地方道の整備促進」「国道 21 号の 6 車線化の促進」等、関係市町の連携を深め、国・県への整備促進に向けた要望活動を強化する必要がある。
広域的幹線道路における拡幅や代替路線移行等の検討	長良川や揖斐川の渡河部は、交通混雑が頻発していることから、(都)寺内安八線をはじめ広域的な幹線道路については、現道の拡幅による交通処理能力の向上や新規路線の検討により代替路線への移行を検討する必要がある。

#### 4-3 食料や物資の供給の途絶

施策タイトル	脆弱性評価
町における備蓄品の充実	防災対策の強化のため、避難用の生活用品等の充実に努める必要がある。
災害備品の保管スペースの確保	指定避難所（7か所）における災害備品の保管スペースを確保する必要がある。
民間事業者との協力体制の構築	民間業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理・支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど協力体制を構築する必要がある。
特殊車両の導入の検討	住民の避難や物資の輸送を円滑に行うため、特殊車両の導入を検討する必要がある。
輸送システム構築と関係機関による合同訓練の実施	県及び国、民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する必要がある。
利用者・入居者等の特性に応じた物資の備蓄	医療機関、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に努める必要がある。

#### (5) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

##### 5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

施策タイトル	脆弱性評価
水道施設の計画的な整備と適正な維持管理	災害時における水道水の安定供給と二次被害の防止のため、水道施設の計画的な整備、適正な維持管理に努める必要がある。
上水道配水場等の計画的な更新・耐震化	上水道配水場、配水ポンプ、配水池、配水管の計画的な更新、耐震化に努める必要がある。
浄化センターの大規模改修等の推進	浄化センターのすべての建物が耐用年数の半分を経過しているため、大規模改修等を推進する必要がある。
新エネルギーシステムの普及・促進等	太陽光発電などの新エネルギーシステムの普及・促進、導入支援に努める必要がある。
自家発電設備等の整備と燃料の備蓄	町が保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める必要がある。

## 5-2 地域交通ネットワークの町内各地での分断

施策タイトル	脆弱性評価
速やかな道路啓開を図るための体制整備	安八スマート IC により高速道路及び国道 21 号とのアクセス強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制を整備する必要がある。
生活道路のアクセス性向上等	日常生活に密着した生活道路の交通アクセス性の向上を図るとともに、歩道の整備、交差点の改良、道路舗装補修等に努める必要がある。
橋梁の適切な維持管理計画	「安八町道路橋梁維持管理個別施設計画」に基づき、橋梁の適切な補修計画を実施する必要がある。

## (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 6-1 ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策タイトル	脆弱性評価
水防資機材の備蓄	重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する必要がある。
樋門、排水機等の調査と整備	水害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る必要がある。
内水排除機能の強化	輪中地域内においては、河川出水が輪中堤によって保護される反面、いったん輪中内にたん水した場合は、機械による排除が必要な地域があるため、排水機場や排水ポンプを増設し、内水排除の強化を図る必要がある。

### 6-2 農地等の荒廃による被害の拡大

施策タイトル	脆弱性評価
保水・遊水機能を活かした農地の整備	農地・集落地に関しては、農地の保水・遊水機能を活かし、洪水等の災害防止の観点から踏まえ保全する必要がある。
農業振興の促進	農業経営環境の強化や、担い手の確保・育成を図り、加工農産物の開発や直売所の開設、地産地消を推進し、地域の特徴を生かした農業の振興を図る必要がある。
農業生産基盤整備や遊休農地有効利用の検討	農業生産基盤の整備、農地の集積・集約化等により、農業生産性の向上を図るとともに、遊休農地の有効活用を検討する必要がある。
優良農地の確保	農業振興地域整備計画との調和を図り、優良農地の確保に努める必要がある。

(7) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価
広域行政推進体制の強化と効率的な維持管理	廃棄物焼却施設の運営にあたっては西濃環境整備組合、粗大廃棄物処理施設にあたっては西濃粗大廃棄物処理組合等、広域行政の推進体制の強化や効率的な維持管理を推進する必要がある。
仮置き場・処分場の確保	大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める必要がある。
災害廃棄物処理計画の見直し	一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るとともに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画の見直しを行う必要がある。

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価
ボランティア活動の組織化推進	関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティア活動上の自主性を尊重した組織化を推進する必要がある。
ボランティア活動に必要な拠点施設や機器の確保・整備	災害救助ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る必要がある。
応急危険度判定士の確保	地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から応急危険度判定の実施体制の準備に努める必要がある。
応急危険度判定士の判定技術向上	被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る必要がある。

7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価
地盤データ収集とデータベース化の拡充	旧河道等の液状化のおそれのある個所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の拡充を図る必要がある。
液状化危険度の意識啓発	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等の把握をすすめる、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う必要がある。

ライフライン復旧の優先順位の整理	液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う必要がある。
水害の二次被害の防止策	強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う必要がある。
地盤改良等による液状化防止対策等	ライフライン施設について、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する必要がある。

#### 7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

施策タイトル	脆弱性評価
文化財・ふるさとに対する意識の高揚向上	文化財・伝統文化を後世へ継承するとともに、有効活用することで、文化財・ふるさとに対する意識の高揚を図る必要がある。
防災・防火設備の設置促進や文化財防火訓練の実施	指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるほか、防災・防火設備の設置を促進したり、文化財防火訓練を実施する必要がある。
文化財の保存（保管）状況の把握と点検	町及び県は、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳の作成に努め、文化財の保存（保管）状況の把握に努めるほか、文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する必要がある。
自主的なコミュニティ活動の支援・活性化	NPO 団体や地域等が主体となった自主的なコミュニティ活動を支援し、活性化を図る必要がある。
コミュニティ活動の拠点となる施設整備	コミュニティ活動の拠点となる施設整備を支援する必要がある。

#### 7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	脆弱性評価
各種補助制度の創設・拡充	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、各種補助制度の創設・拡充を図る必要がある。
事業者支援制度の拡充	商工会との連携を強化し、融資制度・助成制度の普及等、事業者支援制度の拡充を図る必要がある。
空家の実態の把握と利活用	空家の実態の把握に努め、自治体・民間・福祉施設との連携をとり、利活用を進める必要がある。

<p>各種証明書交付に必要な実施体制の整備</p>	<p>災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、ほかの地方公共団体や民間団体との応援協定等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める必要がある。</p>
<p>応急仮設住宅の供給体制の整備</p>	<p>災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく必要がある。</p>

## 安八町国土強靱化地域計画

編集・発行：安八町総務課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161 番地

TEL:0584-64-3111 FAX:0584-64-5014

発行年月：令和4年3月